

第 1 章 主な改正点

工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について

I 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 品質確保への取組強化の一環

工事現場において、発注段階又は施工計画打ち合わせ時では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」と言える。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適正な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

II 対象工事

原則として、全ての工事を対象として実施するものとする。

III 実施方法

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、その日の内（24時間以内）に行うことを基本とする。但し、土・日等の閉庁日を除く。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、回答をその日のうちに行う。
- (3) 予告した回答期限を超過する検討期間が必要と判断された時点で、速やかに新たな回答期限を通知する。
- (4) 受注者からの的確な状況説明資料等により、早期に報告を受けることがワンデーレスポンスの前提となるため、受注者に対してもこの取り組みの意義と目的を周知するものとする。

IV その他

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。



工事監督における ワンデーレスポンスを実施します

(－工事現場を待たせない迅速な対応－)

本県の公共事業を取り巻く環境は非常に厳しいなかで、事業の執行にあたっては、工事の品質を確保しながら、よりスピード感を持った対応がますます求められております。

このため、「現場を待たせない迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることが必要となっております。

つきましては、これまで監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するための取り組みとしてワンデーレスポンスを実施することとしましたのでお知らせします。なお、この取り組みをスムーズに実施するためには、受注者側の早めの相談が欠かせませんのでご協力ください。



対象工事

高知県発注の全ての建設工事



実施時期

平成21年4月1日以降の契約工事より実施する。



実施方法

- 工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答します。
- 「その日のうち」に回答ができない場合は、「回答期限」を「その日のうち」に回答します。
- 監督員が不在の場合は、組織（総括監督員など）にて対応します。

**工事現場の「手待ち」をなくし、
安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指します。**



提出書類の簡素化等

工事提出資料の一部改正表			
	項目	内容	備考
品質管理	1	コンクリート品質管理図表	コンクリート使用工事 ・材令28日強度試験データが10個以上の場合はX-Rs-Rm管理図も作成する。(下限値を6→10個)

出来形管理	1	変更申請図	計画変更のある全工事	・金抜き設計書を作成(出来形寸法図の廃止) ・工事写真等の管理資料を添付すること
	2	施工経過図	場所打ちコンクリート(主たる構造物)及 びトンネル掘削等施工経過図により進捗 状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	・型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理 する また、工事日誌との整合性を図る ※施工経過図を作成する構造物については、施工 打ち合わせ時に協議を行うこと
	3	完成図	全工事(平面図、横断面図、展開図等)	・なお、特殊な工事については、施工計画書の打 ち合わせ時に協議する ・数字を赤・黒対比記入 ・展開図については、主な工種のみとする
	4	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略	・展開図に測定数値を記入し省略することができる。
	5	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアス ファルト合材・法面工等工種により必 要なものは、監督職員と協議する。	・伝票類は提示することとし、提出は不要 ・出来形管理図等で使用数量の明確なものは省略 することができる。
施工管理	1	写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	・公的機関で実施された品質証明書を整備できる 場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形 管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認 した箇所の出来形管理写真は省略する。
			使用材料写真	・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用量 写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、 ただし保管状況については撮影する。
			用材林等の伐採の写真	・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表 写真。ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。
その他	1	材料使用承認願	生コン・アスファルト・各種材料	・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で 一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変 更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書 の主要材料には記載すること。 ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存 されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。

『施工計画書』の簡素化						
項目		内容	一工事	二工事	三工事	備考
施工計画書			当初請負金額5 千万円以上の工 事、急傾工事(維 持工事は除く)	当初請負金額1 千万円以上5千 万円未満の工事	当初請負金額500 万円以上1千万 円未満の工事	
1	工事概要	工事番号、工事名、工事場所、工 期、契約金額、工事内容	●	●	●	施工特性を記入
2	計画工程表	総合工程表	●	●	—	工事期間が短いものについては、 技術管理要綱工程表様式5で代 用できる。
3	現場組織表	現場組織表	●	—	—	
		施工体系図	●	●	●	下請がある場合は必要
		施工体制台帳	●	●	●	下請がある場合は必要
4	主要機械 ・船舶	機械名、規格、台数、使用工種	●	—	—	主要な機械のみ記載
5	主要材料	品名、規格、数量、製造者、JIS規 格等	●	▲	▲	主要な材料のみ記載 二・三工事で県内産資材優先使 用でない場合は必要
6	施工方法 (仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序等	●	▲	—	請負金額3千万円以上は作成
7	施工管理	品質管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 品質管 理は必要
		出来形管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 出来形 管理は必要
		写真管理計画表	●	—	—	※二、三工事で計画表は省略だが 写 真は必要
		段階確認計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 段階確 認は必要
8	緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	●	●	●	
9	交通管理	交通安全管理、工事標識	●	●	▲	三工事で具体的な交通管理が必要 な工事以外は省略
10	安全管理	安全管理組織・安全訓練等	●	●	●	
11	現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	●	—	—	
12	環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	●	●	—	
13	再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利 用促進計画書(実施書)	●	●	●	建設副産物情報交換システムより 作成し提出
14	その他	作業時間、計画の届出、工事カル テ、社内検査等	●	●	▲	三工事は必要に応じて作成

※注意:表中の7の”ー”は施工計画書に記載する項目を省略できることを示しており、現場での管理と管理資料等は必要です。

※建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により、監督職員が確認した場合には、様式1、2は施工計画書への添付は不要。
※三工事より少額工事で提出が必要な項目がある場合は、提出方法の統一を図るため施工計画書の表紙を使用して提出すること。

工事提出資料の一部改正表(平成22年度改正)

項目			内容		備考
写真管理	1	各工種	使用機械	指定ラベルの貼付＋現場駐在が判断できるもの	
	2	土工	盛土・埋戻	・40m毎3層に1回近撮と全景〔巻出し時〕 ・転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景〔締固め時〕	
	3	ブロック積工	胴込・裏込	・各変化点 ・3m未満、上下端 ・3m以上、上下端及び中間	

工事提出資料の一部改正表(平成23年度)

施工計画書	4	(3)作業主任・資格等一覧		・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	
-------	---	---------------	--	--	--

工事提出資料の一部改正表(平成24年度)

管理基準等	5	鉄筋挿入工	管理基準の改訂	段階確認回数、出来形管理基準及び規格値の変更並びに写真管理基準変更	H23.10.5通知
検査	6	その他	舗装抜き取りコア数の変更	施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)	R5.7.1改正出来形寸法検査基準
提出資料	7	建設副産物の適正処理	E表	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	
	8	使用量一覧表		現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	
	9	施工経過図		現場打ちコンクリート及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種	
施工計画書	10	総合工程表		舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	

工事提出資料の一部改正表(平成25年度)

管理基準等	11	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	段階確認、品質管理基準の変更	H25.4.22通知
-------	----	-------	---------------	----------------	------------

工事提出資料の一部改正表(平成26年度)

管理基準等	12	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	品質管理基準の変更	H26.4.23
施工計画書	13	表紙		・施工計画書から打合せに関するものを除き、表紙の様式も変更	
工事打合せ	14	施工計画に関する工事打合せ		・工事打合せ簿を使用した提出とする。 ・打合せ記録を添付	
写真管理	15	過積載防止		・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16

工事提出資料の一部改正表(平成27年度改正)

写真管理	16	各工種	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21
------	----	-----	------	---	----------

工事提出資料の一部改正表(平成28年度改正)

写真管理	17	各工種	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1
	18	各工種	小黑板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31

工事提出資料の一部改正表(平成29年度改正)

			内容		備考
施工計画書	19	建設副産物の適正処理	再生資源利用(促進)計画及び実施書	建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)がH30.3.31をもって利用できなくなるため、受注者は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による作成とする。	H30.3.13

工事提出資料の一部改正表(平成30年度改正)

			内容		備考
写真管理	20	各工種	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所(事務所)の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29

工事提出資料の一部改正表(令和2年度改正)

確認表	21	起工測量		起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1
写真管理	22	特殊車両		到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1
遠隔臨場	23	段階確認 材料確認 立会		「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和3年度改正)

出来形管理	24	施工経過図		場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	R3.4.1
写真管理	25	品質管理写真及び 出来形管理写真		・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。	R3.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	26	使用材料写真		・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。	R4.2.4
------	----	--------	--	---	--------

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	27	用材林等の伐採の 写真		1)伐採前と後の全景写真 2)胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと。	R5.1.19
------	----	----------------	--	---	---------

工事提出資料の一部改正表(令和7年度改正予定)

施工管理	28	工事日誌	全工事	全ての工事で省略する。	R7.7.1以降
工程管理	28	履行報告	全工事	確認票に履行報告書を添付(翌月の5日までに提出、工程表や写真等の根拠資料は不要)	R7.7.1以降

工事関係書類の簡素化取りまとめ一覧

工事関係書類の作成を簡素化している項目をまとめたものです。
簡素化されている書類は検査時の提示及び電子納品への格納も不要です。
なお、下記書類の作成を簡素化することで工事成績評定への影響はありません。

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ※ただし、出来形寸法管理は必要です。	R3. 4. 1以降契約適用 R3. 2. 26付け 2 高技管第333号 高知県建設工事技術管理要綱の一部改正
写真管理	用材林等の伐採の写真	・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。	R5. 1. 19付け 4 高技管第462号 R5テキストP1-10参照
写真管理	産業廃棄物の運搬状況写真	産業廃棄物が処分前の寸法確認や処分場での計量（レシート等）などにより、処分の設計数量が確定できる場合は、各積載重量別車両毎に1工程以上の運搬写真撮影とする。 ※1工程の運搬写真とは：搬出時の荷姿及び処分場到着時の2枚とし、追跡写真は不要。 ※黒板には、運搬車のナンバー、出発時刻を記載。 ※各積載重量別車両毎とは：運搬車が「10t車10台」「4t5台」の使用であれば、「10t1台」「4t1台」以上の写真を撮影とする。	H30. 4. 24付け30高技管第42号 テキストP1-36参照
写真管理	ダンプトラックによる土砂の搬入及び搬出状況写真	各積載重量別1台（例えば10トン車で1台）、4トン車で1台、土砂積み込み時（積載高が分かる）及び土砂荷下ろし時の写真撮影とする。 ※追跡写真は不要。	
写真管理	特殊車両	到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2. 4. 1 テキストP1-5参照
写真管理	使用材料確認	鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する。	R4. 2. 4 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30. 8. 29 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28. 6. 1 テキストP1-4参照
写真管理	小黒板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29. 3. 31付け28高技管第329号 テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27. 8. 21 テキストP1-4参照
写真管理	過積載防止	・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27. 3. 16 テキストP1-4参照
出来形管理	施工経過図	場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと	R3. 4. 1（一部改正） テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは出来形管理図表を省略。 なお、契約額1000万円未満は省略。 ※展開図に測定数値を記入し省略することができる。	テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	構造物等の出来形管理におけるヒストグラムの作成は不要。	
品質管理	コンクリートの品質管理	コンクリートの種別毎の総数量が50m ³ 未満の品質管理は1工種1回以上または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
提出書類	施工体制台帳 【下請関係書類】	下請関係書類は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しの添付は必要ありません。 ※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。	テキストP3-16参照
提出資料	材料使用承認願	生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。	テキストP1-3・P8-4参照
提出資料	完成写真の提出部数等	工事完成時に発注機関に提出する完成写真の提出部数を本庁契約は2部、その他は1部とする。 また、写真の紙質は写真用紙にする必要はありません。	R2. 11. 1以降適用 テキストP6-5、P8-32参照
提出資料	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	テキストP1-3、P1-4、P8-3参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
提出資料	建設副産物の適正処理 (E表)	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	テキストP1-4参照
提出資料	起工測量	起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1 テキストP1-5参照
提出資料	工事日誌	請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示する。	テキストP8-4参照
施工計画書	総合工程表	舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	テキストP1-4参照
施工計画書	(3) 作業主任・資格等一覧	・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	テキストP1-4参照
検査	舗装抜き取りコア数	10,000㎡につき1箇所以上 10,000㎡以下は2箇所以上	テキストP1-4参照
その他	遠隔臨場	「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R7.3.12日付け6高技管第432号 (一部改正) テキストP1-5・P1-23参照
単価契約工事	舗装単価契約	テキスト参照	
提出資料	工事日誌	全ての工事で省略する。	R7.7.1以降
提出資料	工程管理の報告	月2回を月1回とする。	R7.7.1以降

5 高 技 管 第 406 号
令 和 6 年 3 月 13 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土木部長

ウイークリー・スタンス実施要領の制定について（通知）

これまで、土木部が発注する委託業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事を目標として定めた「ウイークリー・スタンス実施要領（案）」に基づき業務環境の改善に努めてきました。

今般、令和 6 年 4 月から建設現場においても時間外労働の上限規制が適用され、工事現場の環境改善についても喫緊の対応が必要となることから、国土交通省の取り組みと同様に、別添「ウイークリー・スタンス実施要領」を定めましたので、通知します。

なお、本通知に伴い「ウイークリー・スタンス実施要領（案）（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 高技管第 87 号技術管理課長通知）」は、廃止します。

（問い合わせ先）

技術管理課 検査担当

TEL：088-823-9826

建築課 検査担当

TEL：088-823-9870

ウィークリー・スタンス実施要領

第1 目的

工事および設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、計画的な工事の施工および設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事現場および業務の環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

第2 対象

高知県土木部が発注する次に掲げる工事又は業務を対象とする。

- 1 全ての工事（災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合は除く。）
- 2 全ての測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、土木関係その他業務、発注者支援業務等（災害対応等緊急を要する場合は除く）

第3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するために、原則として、次の項目について受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定する。

- 1 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- 2 ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。
- 3 金曜日（休日前）に依頼しない。
- 4 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- 5 （業務時間外にかかるおそれのある）16時以降は、打合せ開始時間に設定しない。
- 6 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 7 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- 8 その他、任意に設定する。

（8の例）：

- （1）打合せは10時～16時までの時間とする。
- （2）ノー残業デー（や金曜日）は定時の帰宅に心がける。
- （3）打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に務める。

第4 進め方

工事又は業務における進め方は、次のとおりとする。

1 工事

- （1）原則、施工計画の初回打合せ時に、発注者（工事監督員等）から受注者（監理（主任）技術者等）に本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認し設定する。取り組み期間については、当初打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までを原則とする。

なお、ノー残業デーは、受発注者それぞれで設定されている日を包括したものとする。

- (2) 受注者は、取り組み内容を施工計画書等に記載したうえ発注者に提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 施工途中段階において、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、必要に応じて、工期末までに実施結果（効果・改善点等）を整理のうえ提出し、受発注者間双方で確認する。

2 業務

- (1) 原則、業務計画の初回打合せ時に、発注者（調査員等）から受注者（管理技術者等）に本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認する。取り組み期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までを原則とする。

なお、ノー残業デーは、受発注者それぞれで設定されている日を包括したものとする。

- (2) 受注者は、取り組み内容を業務計画書に記載したうえ発注者に提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、必要に応じて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

第5 適用

本要領は、令和6年4月1日以降に積算する案件から適用する。

なお、令和6年4月1日以前に積算した案件においても、積極的に取り組むよう努める。

打ち合わせ記録		No.1
1 確認事項		
(1) 工事着手予定日 (年 月 日)	※緊急連絡先の確認 ☐ 確認 ☐ 未確認	
(2) 請負代金内訳書	確認 = ☐ 提出 ☐ 未提出	
(3) 工事カルテ (500万円以上10日以内)	提出確認 ☐ 受注 ☐ 変更 ☐ 完成 ☐ 訂正	
(4) 建退共掛金収納書届出書 (契約後30日以内)	確認 ☐ 提出 ☐ 未提出	
(5) 技術者等配置確認	☐ 現場代理人 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者	
(6) 特記仕様書及び施工条件明示	☐ 確認 ☐ 未確認	
(7) 中間検査の有無及び時期	☐ 有 ☐ 無	
(中間検査は原則1回とする、なお実施時期は工事進捗率30～80%、債務工事等で中間検査が複数の場合は適時協議のうえ実施時期を決定する。)		
1回目	%	年 月 日 工程指定
2回目	%	年 月 日 工程指定
3回目	%	年 月 日 工程指定
(8) 設計図書の照査	☐ 済 ☐ 未 (予定日 年 月 日)	
(9) 工事用地の確認	☐ 丈量図	
用地買収 =	☐ 済 ☐ 未 (予定買収日 年 月 日) ☐ 位置確認	
買収条件 =	☐ 無 ☐ 有 (確認事項)	
(10) 官公庁等への手続き		
☐ 労働基準監督署 ☐ 海上保安部 ☐ 道路管理者 ☐ 河川管理者 ☐ その他 ()		
(11) 総合評価方式	☐ 確認 (区分) ☐ 高度技術提案型 ☐ 技術提案型 ☐ 施工計画型 ☐ 企業評価型	
(12) ワンデーレスポンス	☐ 確認	
(13) ウィークリー・スタンスの実施		
①月曜日 (休日明け) を依頼の期限日としない	☐ 実施	
②ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない	☐ 実施	
③金曜日 (休日前) に依頼はしない	☐ 実施	
④打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する	☐ 実施	
(設定時刻 時 ～ 時)		
⑤(業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない	☐ 実施	
⑥作業内容に見合った作業期間を確保する	☐ 実施	
⑦作業時間外に応答が必要な連絡を行わない	☐ 実施	
⑧その他、任意に設定する	☐ 実施	
(例: 打合せはWEB会議を活用するetc)		
(14) 情報交換等確認方法		
・段階確認実施表	☐ 電子メール	☐ 紙ベース ☐ 情報共有
・工事日誌 (R7. 7. 1から不要)	☐ 電子メール	☐ 紙ベース ☐ 情報共有
・工事に関する確認票	☐ 電子メール	☐ 紙ベース ☐ 情報共有
・休日・夜間作業届	☐ 電子メール	☐ 紙ベース ☐ 情報共有
・電子納品に関する各種チェックシート	☐ 電子メール	☐ 紙ベース ☐ 情報共有
(15) その他	☐ 週休2日制 [☐ 通期 ☐ 月単位 ☐ 週単位]	
	☐ ICT施工 ☐ ICT施工 (簡易型) ☐ 遠隔臨場	
	☐ 交通誘導員の長時間移動	
・法定外の労災保険加入	☐ 済 ☐ 未 (予定 年 月 日)	
・関係する規制法令等	☐ 有 ☐ 無 (法)	

事 務 連 絡
令和6年2月6日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

災害復旧事業等のICT活用工事の経費を計上していない工事
の工事成績評定について（通知）

このことについて、ICT活用工事の経費を計上していない工事であって、ICT活用工事試行要領に定める全ての施工プロセスが実施された工事（ICT活用工事とみなせる工事）については、「高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）」（令和4年9月9日付け4高技管第278号）により評価することとしていますので留意してください。

なお、施工プロセスは、事前に「ICT活用工事計画書」により受発注者で協議を行い、ICT活用工事と同等の監督・検査を行うこととしています。

（問い合わせ先）

技術管理課

設計基準担当 TEL：088-823-9826

技査 TEL：088-823-9825

令和6年7月1日

ICT活用工事実施要領の制定及び改定について（お知らせ）

このことについて、新たにICT活用工事（コンクリート堰堤工）の実施要領を定めます。
また、下記の土木工事系工種の実施要領を改定します。

記

1 新たに制定する実施要領

ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領

2 改定する実施要領

- （1）ICT活用工事（土工）実施要領
- （2）ICT活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領
- （3）ICT活用工事（小規模土工）実施要領
- （4）ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領
- （5）ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領
- （6）ICT活用工事（舗装工）実施要領
- （7）ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領
- （8）ICT活用工事（法面工）実施要領
- （9）ICT活用工事（地盤改良工）実施要領
- （10）ICT活用工事（基礎工）実施要領
- （11）ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領
- （12）ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領
- （13）ICT活用工事（擁壁工）実施要領

3 施行日

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

問い合わせ先

- ・要領及び積算に関すること

技術管理課 設計基準担当 TEL 088-823-9826 内線 9826

- ・施工管理・監督・検査に関すること

技術管理課 技査担当 TEL 088-823-9825 内線 9825

- ・入札・契約に関すること

土木政策課 契約担当 TEL 088-823-9813 内線 9813

【高知県】ICT活用工事の工種一覧（令和7年4月1日）

土木工事系の工種																											
ICT活用工事の工種	発注方法		施工プロセス					対象工種	開始年月																		
			①3次元 起工測量	②3次元設計 データ作成	③ICT建機 による施工	④3次元出来形 管理等の施工管理	⑤3次元 データの納品																				
土工	発注者指定型 ※土工量10,000m3以上目安		必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須	※土工量1,000m3以上 1) 河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工	平成29年6月																		
	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	施工者希望Ⅰ型	必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須																				
		内製化チャレンジⅠ型	必須 (面計測が標準)	必須 (自社作成)	必須	必須 (面管理が標準)	必須																				
		内製化チャレンジⅡ型	必須 (面計測が標準)	必須 (自社作成)	任意	任意 (面管理が標準)	必須																				
		簡易型	任意 (面計測が標準)	必須	任意	必須 (面管理が標準)	必須																				
土工 1000m3未満	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		任意	必須	任意	必須 (原則、 簡易管理)	必須	1) 河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 3) その他（1箇所あたりの施工規模が1,000m3未満となる土工に付随する場合のみ） ・側溝工（暗渠工） ・暗渠工	令和4年8月																		
小規模土工	施工者希望型		任意	必須	必須	－	必須	1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 2) 道路土工 ・掘削工 ※対象規模 ・1箇所当りの施工土工量が100m3程度までの掘削、盛り込み及びそれらに伴う運搬作業 ・1箇所当りの施工土工量が100m3程度まで、又は平均施工幅2m未満の床張り及びそれに伴う埋戻し、積戻り破砕砂積戻し（積戻厚5cm以内）、粘着作業 また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。 なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。	令和4年7月																		
作業土工 (床掘)	施工者希望型 ※単独では適用できない (ICT土工又はICT土工1000m3未満の開通工種)		必須	必須	必須	－	必須	ICT活用工事(土工)とする。	令和4年8月																		
付帯構造物設置工	施工者希望型 ※単独では適用できない (ICT土工、ICT土工1000m3未満又はICT舗装工の開通工種)		必須	必須	－	必須	必須	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （通廊ブロック張） （天龍保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） 管渠工 給排水工 緑石工（緑石・アスカーフ） 基礎工（連岸）（掘削打基礎） 基礎工（連岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸付属物工	令和4年8月																		
舗装工	発注者指定型		必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須	※舗装面積2,000㎡以上 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・舗装</td><td rowspan="2">舗装工</td><td>・アスファルト舗装工</td></tr><tr><td>・水門</td><td>・砂利込み舗装工</td></tr><tr><td>・築造・維持</td><td>・排水性舗装工</td></tr><tr><td>・道路側溝</td><td rowspan="2">付帯道路工</td><td>・透水気密舗装工</td></tr><tr><td>・道路側溝</td><td>・グ래스アスファルト舗装工</td></tr><tr><td>・砂防施設</td><td></td><td>・コンクリート舗装工</td></tr></table>	工事区分	工種	種別	・舗装	舗装工	・アスファルト舗装工	・水門	・砂利込み舗装工	・築造・維持	・排水性舗装工	・道路側溝	付帯道路工	・透水気密舗装工	・道路側溝	・グ래스アスファルト舗装工	・砂防施設		・コンクリート舗装工	平成30年5月
	工事区分	工種	種別																								
・舗装	舗装工	・アスファルト舗装工																									
・水門		・砂利込み舗装工																									
・築造・維持	・排水性舗装工																										
・道路側溝	付帯道路工	・透水気密舗装工																									
・道路側溝		・グ래스アスファルト舗装工																									
・砂防施設		・コンクリート舗装工																									
舗装工 (修繕工)	施工者希望型		必須 (面計測が標準)	必須	任意	任意	必須	※舗装面積3,000㎡以上 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・道路修繕</td><td rowspan="2">舗装工</td><td>切開オーバーレイ工</td></tr><tr><td>・道路修繕</td><td>路型切開工</td></tr><tr><td>・橋梁修繕工事</td><td></td><td></td></tr></table>	工事区分	工種	種別	・道路修繕	舗装工	切開オーバーレイ工	・道路修繕	路型切開工	・橋梁修繕工事			令和2年10月							
工事区分	工種	種別																									
・道路修繕	舗装工	切開オーバーレイ工																									
・道路修繕		路型切開工																									
・橋梁修繕工事																											
法面工	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須 (現地合わせによる施工の場合、必須ではない。)	－	－	必須	必須	植生工：（種子散布）（低芝）（節芝）（市松芝） （植生シート）（植生マット）（植生布） （人工芝芝）（植生穴） 植生工：（植生基材吹付）（零土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付）（モルタル吹付） 吹付造形工 落石帯防止工	令和2年10月																		
地盤改良工	施工者希望型		必須	必須	必須	必須	必須	1) 地盤改良工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー混練工） ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）	令和元年7月																		
基礎工	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須	必須	－	必須	必須	1) 欠陥工 2) 既製杭工 3) 地盤打杭工	令和3年10月																		
構造物工 (橋梁上部)	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須	必須	－	必須	必須	1) 鋼橋上部 2) コアード橋上部	令和3年10月																		
構造物工 (橋脚・橋台)	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須	必須	－	必須	必須	1) 橋台工：橋台躯体工 2) RC橋脚工：橋脚躯体工	令和3年10月																		
擁壁工※1	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須	必須	－	必須	必須	1) 擁壁工	令和4年8月																		
コンクリート堰堤工	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2		必須	必須	－	必須	必須	1) コンクリート堰堤本体工 2) コンクリート側壁工 3) 水叩工	令和6年7月																		

※1 海岸事業におけるICT舗装工の実施について、令和6年3月26日付け高知海第697号「海岸事業における堤防等築造工事に係る出来形管理基準の適用について（通知）」に基づく場合はICT舗装工を準用できるものとする。

※2 発注者指定型（試行）については、令和7年3月13日付け高知技第438号「ICT活用工事における発注者指定型（試行）の発注について（通知）」によるものとする。これ以外の方法により発注する場合は、技術管理課と協議すること。

港湾工事系の工種 ※3

ICT活用工事の工種	発注方法	施工プロセス						対象工種	開始年月
		①3次元 起工測量	②3次元 数量計算	③ICTを 活用した施工	④3次元 出来形測量	⑤完成形状把握のた めの3次元測量	⑥3次元 データの納品		
浚渫工	施工者希望型	必須	必須	必須	必須	－	必須	ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫	平成30年5月
基礎工	施工者希望型	必須	必須	必須	－	－	必須	基礎掘削、捨石基、捨石基均し	令和2年10月
ブロック据付工	施工者希望型	－	－	必須	－	必須	必須	被覆ブロック据付、縁固ブロック据付、消波ブロック据付	令和2年10月
海上地盤改良工 (床掘工・置換工)	施工者希望型	必須	必須	必須	必須	－	必須	ポンプ床掘、グラブ床掘、硬土盤床掘、砕岩床掘、バックホウ床掘	令和3年11月
本体工 (ケーソン据付工)	施工者希望型	－	－	必須	必須	－	必須	据付	令和6年4月

※3 港湾事業は、「土木工事系の工種」のICT活用工事を用いない。ただし、港湾海岸における「ICT擁壁工」の実施については、※1と同様とする。

I C T活用工事実施要領

技術管理課のホームページに I C T活用工事のページを作成しているので、最新の実施要領等については、以下のアドレスからご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018030600075/>

I C T活用工事 実施要領

【令和6年7月1日以降】

【令和7年7月1日 改定予定】

[I C T活用工事実施要領の制定及び改定について（令和6年7月1日）（お知らせ）\[PDF：48.8KB\]](#)

[I C T活用工事実施要領の制定について（令和6年4月1日）（お知らせ）\[PDF：53.9KB\]](#)

I C T活用工事の工種等	制定 (改定)	実施要領 I C T活用工事計画書	Q & A
I C T土工	令和6年 7月1日	I C T活用工事(I C T土工)実施要領[PDF：2.7MB] I C T活用工事(I C T土工)計画書[DOC：35.5KB]	Q & A：8件 I C T土工のQ & A集【220909】[PDF：1MB]
I C T土工1000m3未満	令和6年 7月1日	I C T活用工事(土工1000m3未満)実施要領[PDF：3.31MB] I C T活用工事(土工1000m3未満)計画書[DOC：36KB]	

I C Tコンクリート 堰堤工	令和6年 7月1日	I C T活用工事(コンクリート堰堤工)実施要領[PDF：4.04MB] I C T活用工事(コンクリート堰堤工)計画書[DOC：28.5KB]	
I C T港湾工事系工種	令和6年 4月1日	I C T活用工事(港湾工事系工種)実施要領[PDF：237KB] I C T活用工事(港湾工事系工種)計画書[DOC：104KB]	Q & A：1件 I C Tブロック据付工のQ & A集【210623】[PDF：95KB]

問い合わせ先

土木部技術管理課 TEL：088-823-9826

3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する費用の計上方法について(お知らせ)

このことについて、3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する設計単価を定め、下記のとおり計上することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用範囲

(1) 3次元起工測量

I C T活用工事において、3次元起工測量の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

(2) 3次元設計データ作成

I C T活用工事において、3次元設計データ作成の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

2 計上方法

(1) 3次元起工測量の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²未満の場合(別紙1参照)

測量面積に応じた下表の金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

測量面積	金額	測量面積	金額
1,000m ² 以下	460,000	6,000m ² 以下	680,000
2,000m ² 以下	505,000	7,000m ² 以下	725,000
3,000m ² 以下	550,000	8,000m ² 以下	765,000
4,000m ² 以下	590,000	9,000m ² 以下	815,000
5,000m ² 以下	640,000	10,000m ² 未満	855,000

イ 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²以上の場合

諸経費を含んだ見積金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

(2) 3次元設計データ作成の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア I C T土工、I C T土工1000m³未満、I C T小規模土工の場合

(ア) I C T活用工事の対象土量の合計が、10,000m³未満の場合(別紙2参照)

以下の計算式により算出された金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

$$y = 221052x^{0.1106} \quad (y: \text{金額}^{*1}、x: \text{対象土量}^{*2})$$

※1 1,000円未満は切り捨てる

※ 2 受発注者協議により決定した、I C T活用工事の対象土量
(法面整形を除く) の合計

(イ) I C T活用工事の対象土量の合計が、10,000m³以上の場合
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)
に計上する。

イ I C T土工、I C T土工1000m³未満、I C T小規模土工以外の場合
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計
上する。

※電子納品作成費、2次元図面照査、ソフト購入費は設計計上の対象外

3 適用日

本通知日以降にI C T活用工事の協議が成立した工事から適用する。

4 その他

令和5年7月1日以降は、積算の手引き(高知県土木部)により計上する。

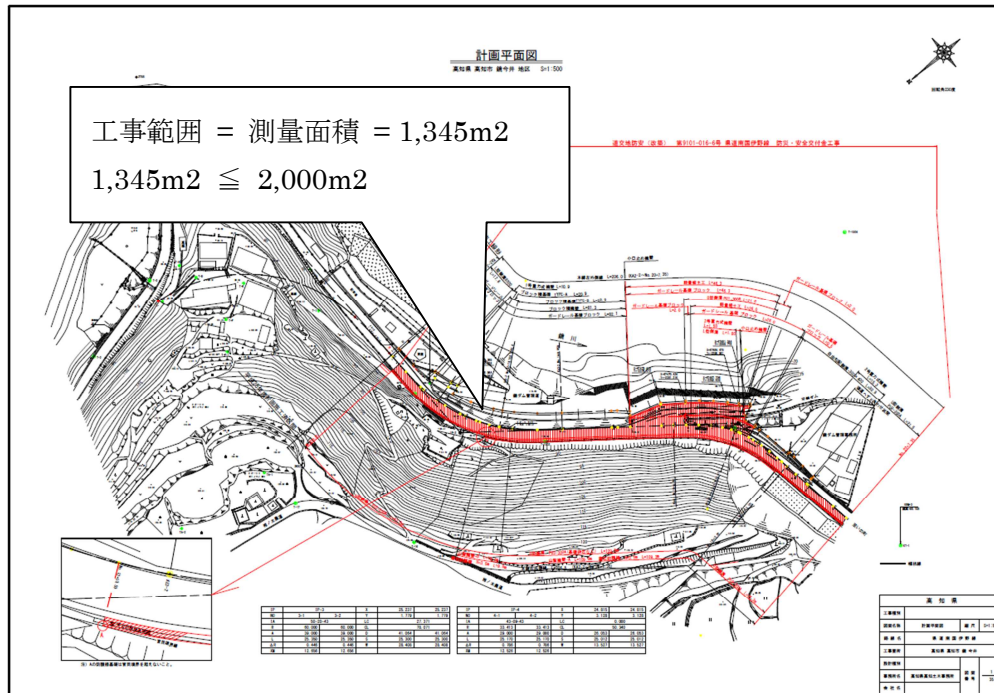
5 問い合わせ先

技術管理課 (TEL 088-823-9826)

3次元起工測量の対象範囲及び設計計上の方法について

1 測量面積の決定方法

工事範囲を測量面積とする。



3次元設計データの対象範囲及び設計計上の方法について

1 対象とする土量の決定方法

ICT活用工事計画書に記載された土量の合計とする。

(別紙)

ICT活用工事(ICT土工) 計画書
 (発注者指定型・施工者希望Ⅰ型・内製化チャレンジⅠ型・内製化チャレンジⅡ型・簡易型)

ICTを活用する 工種 数量	掘削工(片切掘削) V=1000m ³ 路床盛土 V=160m ³ 床掘 V=84m ³ 法面整形 A=650m ²
----------------------	---

施工プロセス	種別	項目
■ ①3次元起工測量		

ICT作業土工(床掘)もICT土工等の関連工種としてICT活用工事の対象とする場合、床掘の土量も合計土量に含むことが可能。
 ※床掘はICT建設機械による施工が必須

$V = 1,000 + 160 + 84 = 1,244\text{m}^3$
 ※法面整形は、合計土量に含まない。

令和5年3月6日

I C T活用工事における3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等の計上方法の変更について（お知らせ）

このことについて、令和5年度の国土交通省土木工事積算基準書の改定に伴い当面、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

記

1 適用範囲

I C T活用工事で、3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等にかかる費用を計上する工事

※港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上すること。

2 計上方法

（1）これまで

共通仮設費率と現場管理費率に、I C T活用工事の各試行要領で定められた補正係数を乗じることで計上。

（2）今後の運用

これまでの計上方法により算出される金額と、受注者から徴収する見積りとを比較し、適切に費用を計上する。

3 適用

令和5年4月1日以降に、入札公告または指名通知を行う工事

4 問い合わせ先

技術管理課 （TEL 088-823-9826）

I C T活用工事における発注者指定型（試行）の発注について（お知らせ）

I C T活用工事の更なる普及促進のため、I C T活用工事実施要領の実施方法における発注方式について、下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

設計金額が3,000万円以上の工事のうち、I C T活用工事実施要領の工種が土工、土工1,000m³未満、法面工、基礎工、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工又はコンクリート堰堤工に該当し、生産性の向上が見込まれるもの。

2 発注者指定型による発注の選定

1の対象工事から発注者指定型として発注する工事を選定する。

3 運用方法

2の発注者指定型により発注した工事は、発注者指定型（試行）として、工種毎のI C T活用工事実施要領の施工者希望型に基づき実施することとする。

なお、受注者の責によりI C T活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

4 特記仕様書

特記仕様書へ記載する場合は、「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」に変更する。

また、第〇条（その他）の前条に以下の条文を追記する。

なお、発注する工事において、複数の工種がある場合には本試行を適用する工種が分かるよう明記する。

第〇条（発注者指定型（試行）の対象工事）

本工事は、発注者指定型（試行）の対象工事であるため、I C T活用工事実施要領における「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」と読み替えて実施することとする。

なお、受注者の責によりI C T活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

5 施行日

この通知は、令和7年4月1日以後から適用する。

6 高技管第 432 号
令和 7 年 3 月 12 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土 木 部 長

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領の改正について（通知）

このことについて、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 338 号 土木部技術管理課長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

- （1）遠隔臨場を実施するにあたり、現場条件により通信環境が整わない場合は、通信環境の整備にかかる費用を、受発注者の協議により計上することができる。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったものから適用する。

（問い合わせ先）

遠隔臨場の実施に関すること

技術管理課 技査

TEL 088-823-9825

積算に関すること

技術管理課 設計基準担当

TEL 088-823-9826

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 本要領は、高知県土木部の発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業及び「検査」を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理等するために、以下の事項を定めたものである。

(適用の範囲)

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合及び「検査」に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

(費用)

第4条 本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

ただし、現場条件により、通信環境が整わない場合は、その現場の通信環境の整備費用を、受発注者間の協議により計上することができる。

(積算方法)

第5条 現場条件により、通信環境が整わない場合は、その現場の通信環境の整備費用（通信費、通信設備リース料）を、受注者からの見積り等により全間接費の対象外として、技術管理費に積上げ計上する。

アンテナ等の手配はリースを基本とし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費用に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、購入と同様の考え方とする。

なお、当該工事現場以外と共有して利用するものは、費用を計上しない。

(工事成績評定)

第6条 本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評定において、工事成績採点の考査項目別運用表における考査項目「創意工夫」の【施工】(14)「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」で評価する。

(その他)

第7条 本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

遠隔臨場、Web 会議

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021021900054/>

遠隔臨場、Web会議

公開日 2022年04月19日 更新日 2025年03月13日

遠隔臨場、Web会議の通知等を掲載しております。

マニュアル

オンライン会議ツールZOOM基本操作マニュアル

- [ワード\[DOCX：43MB\]](#)
- [PDF\[PDF：18MB\]](#)

遠隔臨場

- [建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和7年3月12日）](#)
- [建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和2年4月1日）](#)

Web会議

- [令和3年度デジタル化関連予算の概要\[PDF：225KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）受注者用（令和2年11月4日）\[PDF：366KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）県職員用（令和2年10月15日）\[\[PDF：370KB\]](#)
- [オンライン協議やWEB段階確認を円滑に行うためのiPadの追加配布について（令和2年8月11日）](#)
- [WEB 会議等の積極的な利用について（令和2年3月11日）](#)

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県 BIM/CIM 適用工事実施要領

1 BIM/CIM 適用工事の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。

受発注者の生産性向上を目的に、土木部が発注する工事に BIM/CIM を活用した検討等を実施する工事である。

2 BIM/CIM 適用工事の対象範囲

土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事に該当するものを対象とする。

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する工事を除く。

3 BIM/CIM 適用工事の実施方法

以下に基づき、工事ごとに発注者が 3 次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が 3 次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。

実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び 3 次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。

また、設計段階において作成した 3 次元モデルがある場合は、積極的に活用することとする。

活用内容については、別紙 1「義務項目、推奨項目の一覧」（以下「別紙 1 項目一覧」という。）を参考に選定する。ただし、高知県において義務項目と推奨項目の区別はしない。

3 次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

詳細については、受発注者間で協議し、以下により実施する。なお、以下に記載のない事項については、国土交通省の最新の要領、基準等を参照し、発注者と協議して実施するものとする。

3. 1 BIM/CIM 実施計画書

3 次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。なお、内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 3) 3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等）
- 4) 3 次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 5) 3 次元モデルの作成担当者
- 6) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

3. 2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下の内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 工事概要及び 3 次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した 3 次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2 次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3. 3 成果の納品

以下の内容を「電子納品運用に関するガイドライン」に基づき電子成果品として納品する。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（引継書シート、照査時チェックシート含む）
- 3) 作成（活用）した 3 次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

3. 4 BIM/CIM 適用工事の確認

発注者は、受注者が 3 次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3 次元モデルの作成内容の確認
 - ・ 測地系、単位系が正しく設定されているか
 - ・ 構造物等が正しい位置に配置されているか
 - ・ 無償ビューワーで 3 次元モデルを閲覧可能か
 - ・ BIM/CIM 実施計画書で示した 3 次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
 - ・ 実施概要、効果の結果等が記載されているか
 - ・ 引継事項が記載されているか（対応する無償ビューワーの種類、活用時の注意点等）
 - ・ 2 次元図面と 3 次元モデルの整合に関する情報が記載されているか
- 3) 電子成果品の納品内容の確認
 - ・ 各電子納品要領に基づき納品されているか
 - ・ 納品された 3 次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC 又は J-LandXML のデータ形式で格納されているか

4 BIM/CIM 適用工事の発注方法

BIM/CIM 適用工事については、記載例を参考に特記仕様書を作成し、BIM/CIM 適用工事である旨を明記する。

なお、BIM/CIM 適用工事は、以下の発注方式を標準とする。

4. 1 発注者指定型

発注者の指定により 3 次元モデルの活用を行う方式である。

活用内容について発注者は別紙 1 項目一覧を参考に 1 項目以上を指定する。

ただし、発注者が現場条件により適用不可と判断した場合や費用対効果が見込めないと判断した場合には、受発注者協議において活用を取りやめ、または変更しても良い。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討すること。

4. 2 受注者希望型

契約後において、受注者から 3 次元モデルの活用希望があった場合に、3 次元モデルの活用を行う方式である。

活用内容について受注者は別紙 1 項目一覧を参考に 1 項目以上を選定する。

発注者指定型を適用するものを除き、BIM/CIM 適用工事の対象範囲内の全ての工事で受注者希望型を適用する。

5 工事成績評価

BIM/CIM 適用工事については、建設工事成績評価で以下のとおり評価する。

5. 1 第一次評価者による評価

第一次評価者は、創意工夫における【その他】「☐その他」において 1 点評価するものとし、理由に「BIM/CIM 適用工事の実施」と記載することとする。

5. 2 発注者指定型における減点

受注者の責により、特記仕様書に定める項目の一部又は全部においてBIM/CIMの活用ができない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。なお、契約後の協議により、契約変更を行い発注者指定型とした工事は、契約時の受注者の選定に影響を与えないため、工事成績評定での減点は行わない。

また、BIM/CIM活用を途中で中止した工事についても同様の評価を行うこととする。

5. 3 受注者希望型における減点

工事契約後、受注者からの提案によりBIM/CIM活用によって特記仕様書に定める実施項目を行う予定としていたもので、BIM/CIMの活用ができない場合は、契約時の受注者の選定に影響を与えないため、工事成績評定での減点は行わない。

5. 4 総合評価方式における減点

入札時の技術提案により実施する工事で、受注者の責により、自ら提案した項目の一部においてBIM/CIMの活用ができない場合は、総合評価方式に関する取扱要領による。

6 工事費の積算

BIM/CIM適用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

6. 1 計上の方法

見積りは一般管理費を含んだ額とし、消費税を除く全ての費用を全間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上することとする。

名称：BIM/CIM適用工事に要する費用

単位：式

7 BIM/CIM適用工事に関する調査等

BIM/CIM活用工事の活用効果等に関して調査を実施する場合には、調査へ協力すること。なお、内容はその都度、別途指示する。

8 その他

本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、発注者と協議するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

工事条件変更等確認要求書 年 月 日 高知県知事 様 (受注者) 印 建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。	
1 工事名 (工事番号)	
2 工事場所	
3 工期	
4 変更事項	建設工事請負契約書第 18 条第 1 項 3 号による。
	具体的事項（必要に応じて図面、写真を添付して説明すること。）
	特記仕様書に基づき、別紙「BIM/CIM 実施計画書」のとおり、BIM/CIM 適用工事を実施したいので確認願います。 添付資料：BIM/CIM 実施計画書、見積書、その他参考資料
うえのことについては、次のとおり措置してください。 年 月 日 (受注者) 様 高知県知事 印	
5 変更事項に対する措置方法（図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。） 別紙「BIM/CIM 実施計画書※」のとおり、BIM/CIM 適用工事の実施を認めます。高知県 BIM/CIM 適用工事実施要領に基づき実施すること。 なお、当該変更に伴う請負代金額の変更は、別途行います。 ※認めない項目等があれば適宜修正し返送 【概算増減額：〇〇千円増】	

- 注 (1) 受注者は、「変更事項」までを記入したものを 3 部作成して監督職員に 2 部提出する。
- (2) 監督職員は、記入事項を確認し、「変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ、受注者に 1 部送付し、各々が相手方押印のあるものを 1 部ずつ保管する。
- (3) 「情報共有システム運用ガイドライン（案）」等に基づき、情報共有システムを利用した場合は、押印を省略できるものとする。

BIM/CIM適用業務・工事

公開日 2022年08月05日

更新日 2025年04月01日

B I M／C I M適用業務・工事の更新履歴

- 令和7年4月1日 B I M／C I M適用工事実施要領を制定しました。
- 令和7年4月1日 B I M／C I M適用業務実施要領を改定しました。
- 令和4年8月3日 B I M／C I M活用業務実施要領を制定しました。

B I M／C I M適用業務・工事 実施要領

<実施要領>

- [高知県BIM／CIM適用業務実施要領\[PDF：97.4KB\]](#)
- [高知県BIM／CIM適用工事実施要領\[PDF：94.8KB\]](#)
- [別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」\[PDF：4.12MB\]](#)

<特記仕様書>

- [【別添】BIM／CIM適用業務特記仕様書 記載例\[PDF：89.4KB\]](#)
- [【別添】BIM／CIM適用工事特記仕様書 記載例\[PDF：84.2KB\]](#)

(参考資料)

- [高知県 BIM／CIM適用業務・工事実施要領の概要\[PDF：336KB\]](#)

(過去の実施要領)

- [BIM／CIM活用業務実施要領\[PDF：117KB\]](#)

技術基準類

実施する上での技術基準類はこちらを参照して下さい。

<国土交通省HP>

- [BIM/CIM関連基準要領等](#)

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール：170601@ken.pref.kochi.lg.jp

情報共有システムの利用について

公開日 2023年04月13日 更新日 2025年03月31日

このことについて、受発注者の業務の効率化に向けた更なる利用の促進を図るため、システム利用の対象範囲を拡大し、下記のとおりとしました。

また、システムの利用にあたっては、「[情報共有システム運用ガイドライン（案）第3.0版 令和7年4月\[PDF：157KB\]](#)」を確認ください。

1. 対象工事及び対象業務

高知県土木部が発注する以下の工事又は委託業務（建築工事を除く。）とする。

- （１）請負対象金額が１千万円以上の工事
 - ・・・「発注者指定型」（情報共有システムの活用を義務付ける工事）
- （２）請負対象金額が１千万円未満の工事のうち、情報共有システムを導入することで業務の効率化が図られると判断される工事
 - ・・・「受注者希望型」（契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事）
- （３）「設計および測量・調査業務積算資料（高知県土木部）」に基づき積算する全ての委託業務
 - ・・・「受注者希望型」（契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務）

2. 特記仕様書への記載

対象工事又は対象業務を発注する際は、[別紙：特記仕様書記載例\[PDF：71.4KB\]](#)に定める内容を特記仕様書に記載する。

3. その他

- （１）システムの利用に係る費用は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれているため、別途計上しない。（２）発注者指定型であっても、特別な理由により情報共有システムの活用が困難であると思われるものについては、受発注者間で協議する。
- （３）対象業務におけるシステムの利用に係る費用は、諸経費等の率分に含まれるため、積み上げ計上は行わない。

4. 附則

附則（令和５年４月12日付けお知らせ）
令和５年５月１日以降に積算する工事から施行する。
ただし、既に契約している工事についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

附則（令和６年９月30日付けお知らせ）
令和６年10月１日以降に積算する委託業務 から施行する。
ただし、既に契約している委託業務についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825
 積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

3 高技管第 3 3 9 号
令和 4 年 3 月 1 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公 印 省 略)

「公共土木工事木材利用実績調査」の電子申請の運用開始について（通知）

このことについて、公共土木工事木材利用実績の調査方法を改善し、下記のとおり電子申請サービスによる申請とすることとしました。木材利用実績調査は、「県産材利用推進に向けた行動計画における公共土木工事の目標値に対する実績調査」において、目標達成状況を把握するために利用しており、県産材使用率を正確に算出するため、大変重要な調査ですので、担当職員及び受注者への周知をお願いします。

なお、平成 27 年 4 月 13 日付け 27 高技管第 17 号「公共土木工事の木材利用実績調査様式の改正について（通知）」及び、平成 29 年 8 月 14 日付け事務連絡「木材利用に係る「公共土木工事の木材利用実績調査表」の新様式使用の徹底について（通知）」は令和 4 年 4 月 1 日付けをもって廃止します。

記

- 1 公共土木工事木材利用実績調査方法
高知県電子申請サービスによる申請

- 2 対象工事
土木部発注工事（木材、木製型枠、木製看板等の利用を問わず全て対象）
※利用なしの場合は、未使用の内容で申請する。

- 3 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

- 2 申請について

- (1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請

を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に、電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員に提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問い合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問い合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

4 適用

令和4年4月1日以降に完成する工事

5 留意事項

令和4年3月31日までに完成する工事は従来どおり電子納品物に格納する。

6 問い合わせ先

技術管理課

T E L 088－823－9826

運用方法（参考）

木材利用実績は、受注者が高知県電子申請サービス（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）から電子申請を行う。

1. 手順

1) 受注者は、木材利用実績を電子申請システムにより入力し、出力した帳票①（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

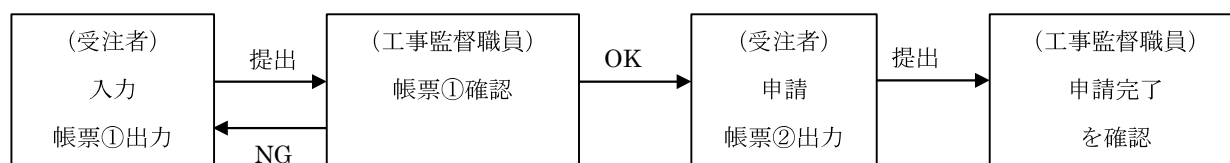
2) 工事監督職員は、帳票①を確認し受注者に報告する。

※電子申請サービスの入力データ保存期間が7日間のため、工事監督職員は速やかに対応すること。

3) 受注者は申請を行う。申請後に整理番号が採番された帳票②（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

4) 工事監督職員は、整理番号が採番された帳票②の提出により、申請が完了したことを確認する。

<電子申請の流れ>



高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		
監督職員		
工事番号・工事名		
工期	始期日	
	終期日	
最終請負金額(万円)		

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材であるか 県産材=はい その他=いいえ
	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由

C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用しない場合の理由

整理番号

帳票①

高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用了場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事で あるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 preview

←帳票①は整理番号がない

帳票②

高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用了場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事で あるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 194431717305

←帳票②は整理番号が採番されている

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長

再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いについて（通知）

このことについて、資源有効利用促進法省令の改正（令和5年5月26日施行）に伴い、下記のとおり取扱いを定めましたので、通知します。

今後、受注者は、建設発生土の搬出先の盛土規制法の許可の事前確認等や、搬出後の土砂受領書の確認等が必要となりますので、適切に処理してください。

なお、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの一部改正について（令和4年12月27日付け4高技管第455号技術管理課長通知）」は、廃止します。

記

1 提出の義務付け

建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、工事請負代金額が100万円（税込み）以上については、受注者に再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出を義務付けることとする。ただし、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上となる工事の場合は、工事請負代金額に係わらず提出することとする。

2 建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その結果を記載した書面（別紙「様式1」）（電磁的記録も可）を再生資源利用促進計画に添付することとする。

なお、手続等の確認の考え方については、別添「確認結果票作成に当たっての解説」によること。

3 再生資源利用（促進）計画書について

（ア）発注者への説明

受注者は、再生資源利用（促進）計画書（確認結果票含む）を施工計画書と併せて提出するとともに、発注者に当計画書の内容を説明すること。

（イ）現場への掲示

受注者は、再生資源利用（促進）計画書（確認結果票含む）の現場掲示用様式を公衆が見やすい場所に掲げること。

※現場掲示用様式は、国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm) に記載している様式を使用すること。

4 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、以下の事項を記載した受領書（別紙「様式2-1、2-2」）（電磁的記録も可）の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が、再生資源利用促進計画と一致することを確認することとする。

- (ア) 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- (イ) 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- (ウ) 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- (エ) 建設発生土の搬出量
- (オ) 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

5 建設発生土の搬出元に対する受領書の交付

受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し、速やかに、4(ア)～(オ)の事項を記載した受領書（別紙「様式2-1、2-2」）を交付することとする。

6 保存期間について

受注者による再生資源利用（促進）計画書及び実施書（確認結果票含む）並びに受領書の保存期間は、工事完成日から5年を経過する日までとする。

7 特記事項への記載

特記仕様書に以下の内容を記載すること。

第〇条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生

資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

8 別添資料

- ・様式1（確認結果票）、様式2-1，2-2（受領書）
- ・確認結果票作成に当たっての解説
- ・参考資料_【事務連絡】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度について
- ・参考資料_【別紙1】指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用

9 適用日

令和5年5月26日以降に契約する工事から適用する。

（問い合わせ先）

技術管理課

技査 TEL: 088-823-9825

設計基準担当 TEL: 088-823-9826

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

[illegible]

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)
▲▲工区	①	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

[illegible]

(受領書記載例)

様式 2-1

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 様

(受領先)

■■■■■建設工事

責任者(※) ■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■■■■■建設工事

■■県■■市■■町■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号：■■■■■建設（株）

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m³（地山量）

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●m³（地山量）

搬入が完了した日：令和●年●月●日

搬出先が県有地の場合

(受領書記載例)

様式 2-1

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 様

(受領先)

■■■■事務所長 ■■ ■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■■■■■残土仮置場

■■県■■市■■町■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号：■■■■■事務所

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山量)

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

搬出先と搬出元が同一の者である場合

(搬出証明書記載例)

様式 2-2

令和●年●月●日

●●●●●建設工事

責任者 ●●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■●■■■資材置き場

■■■県■■■市■■■町■丁目■番地■

受領した管理者の商号：●●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●●県●●●市●●●町●丁目●番地●地内

土砂の搬出量：一時堆積 第2種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

解体と新築工事を一体的に施工する場合は、搬出工事用は
解体分と新築分に分けてエクセルファイルを作成

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と
新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

単位間違いに注意

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率	
		②利用量 用途コード*10 小数点第三位まで	③減量化 減量法コード*11 小数点第三位まで	④減量化 減量化コード*11 小数点第三位まで	⑤減量化 減量化コード*11 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件 内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 ー *13	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)	再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)	
資材廃棄物	コンクリート塊	112,000 トン	40,000 トン			搬出先1 ○○リサイクル(株)○○工場	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	10 km	5.中合外	72,000 トン		72,000 トン	100 %	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製部材が 廃棄物となったもの)	10,000 トン				搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15 km	5.中合外	8,000 トン		8,000 トン	80 %	
	アスファルト・コンクリート塊	302,000 トン				搬出先2 (株)○○ 中間処理施設	民間		埼玉県さいたま市中央区1-1-1	11105	5 km	7.焼却	302,000 トン		302,000 トン	100 %	
	その他がれき類	1,000 トン				搬出先1 □□処分場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	9.内陸処分	1,000 トン		1,000 トン	0 %	
建設廃棄物	建設発生木材B (柱、ボードなど木製部材が 廃棄物となったもの)	2,000 トン				搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間			11201	15 km	5.中合外	2,000 トン		2,000 トン	100 %	
	建設汚泥	300,000 トン				搬出先2 △△(株)	民間			13123	40 km	5.中合外	300,000 トン		300,000 トン	100 %	
	金属くず	27,000 トン				搬出先1 ○○金属株	民間			11107	13 km	1.売却	27,000 トン		27,000 トン	100 %	
	廃塩化ビニル管・継手	1,200 トン				搬出先2 ○○リサイクルセンター	民間			11219	15 km	5.中合外	1,200 トン		1,200 トン	100 %	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	1,800 トン				搬出先1 ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	1,800 トン		1,800 トン	100 %	
	廃石膏ボード	0.000 トン				搬出先2									0.000 トン	0 %	
	紙くず	0.000 トン				搬出先1									0.000 トン	0 %	
	アスベスト (腐蝕性)	0.000 トン				搬出先2									0.000 トン	0 %	
	その他の分別 された廃棄物	0.000 トン				搬出先1									0.000 トン	0 %	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000 トン				搬出先2									0.000 トン	0 %	
建設発生土	第一種 建設発生土	2,020,000 地山m ³	20,000 地山m ³			搬出先1 ■■■■■工事	公共	A指定処分	東京都港区○○1-1-1	13103	33 km	2.他工種	1,300,000 地山m ³		1,300,000 地山m ³	100 %	
	第二種 建設発生土	0.000 地山m ³				搬出先2 ☆☆☆☆工事	民間	A指定処分	東京都足立区○○2-2-2	13121	28 km	2.他工種	700,000 地山m ³		700,000 地山m ³	0 %	
	第三種 建設発生土	1,025,000 地山m ³				搬出先1 ★★★★★工事	公共	A指定処分	東京都港区××2-2-2	13103	32 km	2.他工種	603,000 地山m ³		603,000 地山m ³	59 %	
	第四種 建設発生土	0.000 地山m ³				搬出先2 ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20 km	10.土捨て	422,000 地山m ³		422,000 地山m ³	0 %	
	資源土以外の泥土	0.000 地山m ³				搬出先1									0.000 地山m ³	0 %	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000 地山m ³				搬出先2									0.000 地山m ³	0 %	
	合計	3,045,000 地山m ³	20,000 地山m ³	0.000 地山m ³									3,025,000 地山m ³	0.000 地山m ³	3,025,000 地山m ³	86 %	

距離は整数入力

コード*10 1.路盤材 2.表込材 3.埋戻し材 4.その他	コード*11 1.焼却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他	コード*12 施工条件について 1.A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3.自由処分	コード*13 【建設廃棄物の場合】 1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サマルリサイクル) 7.中間処理施設(単独焼却) 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	【建設発生土の場合】 1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) ただし、廃棄物最終処分場を除く 4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある場合) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨て・残土処分場
---------------------------------------	-------------------------------------	--	--	---

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。

※最後に必ず印刷して確認してください。

再生資源利用計画書 ー現場揭示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号								
		請負会社名				作成・更新年月日	令和	年	月	日
		会社所在地		TEL		工事責任者				

工 事 名		工事施工場所		工 期	令和		年		月		日から
					令和		年		月		日まで

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）				左記のうち、再生資材の利用状況						
分 類	規 格	主な利用用途	利 用 量 (A) 小数点第三位まで	再生資材利用量 (B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称			再生資材の供給元場所住所		再生資源 利用率 (B)/(A)×100
コンクリート			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
合 計			0.000	0.000						0 %
コンクリート及び 鉄から成る建設資材			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
合 計			0.000	0.000						0 %
アスファルト・ コンクリート			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
			トン	トン						%
合 計			0.000	0.000						0 %
土 砂			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
			締めm ³	締めm ³						%
合 計			0.000	締めm ³						0 %
砕 石			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
			m ³	m ³						%
合 計			0.000	m ³						0 %

再生資源利用促進計画書 ー現場揭示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号				
		請負会社名				
		会社所在地	TEL			
		作成・更新年月日	令和	年	月	日
		工事責任者				

工 事 名		工事施工場所		工 期	令和		年		月		日から
					令和		年		月		日まで

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現 場 外 搬 出 に つ い て						再生資源 利用促進率 ②÷④ (％)
		②利用量 小数点第三位まで	③うち現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	③うち現場内 改良分 小数点第三位まで	④再生資源 利用促進量	
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(立木、断根材などが廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
第一種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%
第二種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%

元高技管第 223 号
令和 2 年 1 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公 印 省 略)

植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の徹底について（通知）

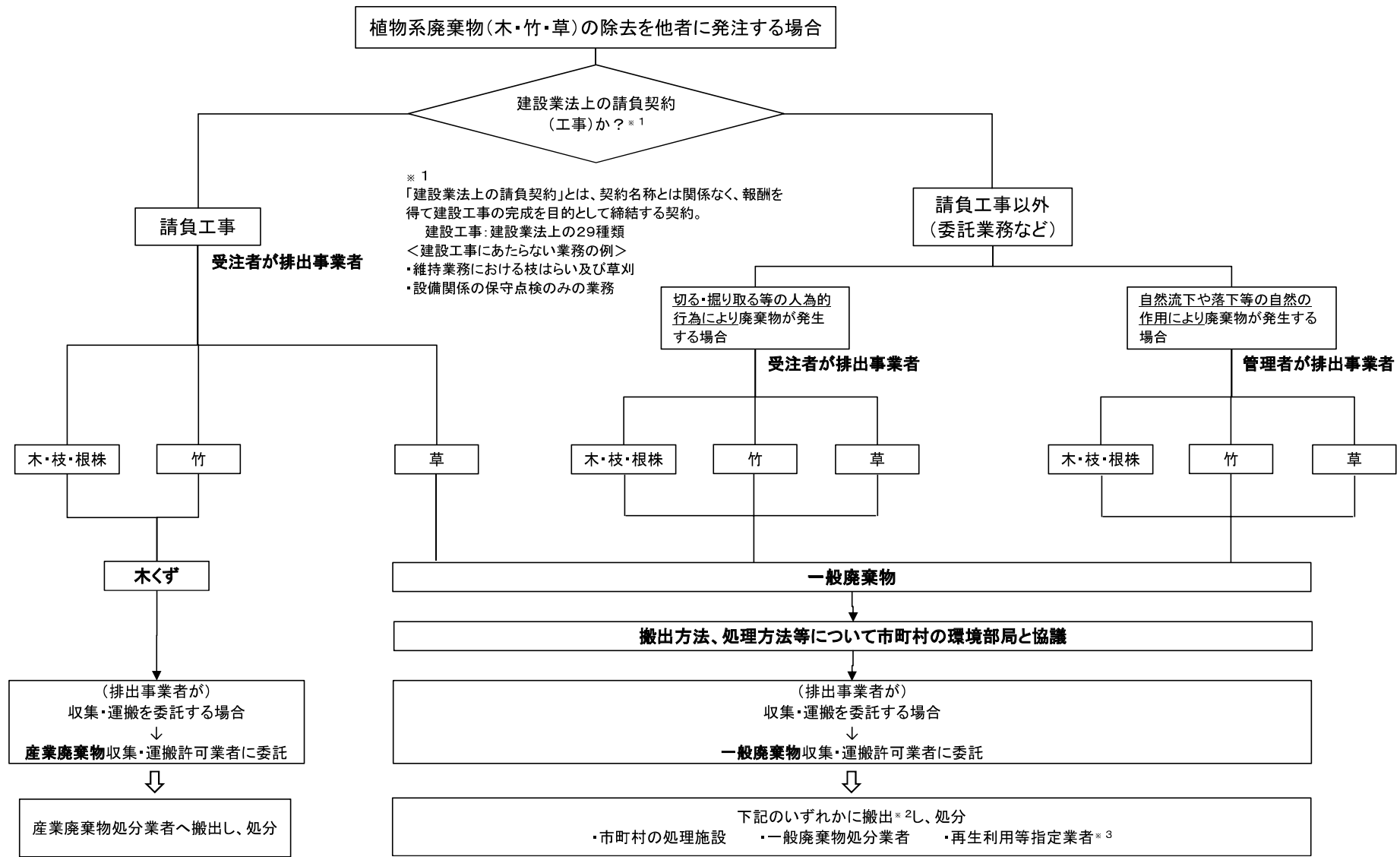
このことについて、「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」（平成23年1月18日付け 22高建管第820号）により通知しているところですが、一般廃棄物の取扱いについては、事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等についての協議が必要です。また、協議の結果、一般廃棄物処分業者等に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約していただくよう徹底をお願いします。

なお、これに伴い平成23年1月18日付け22高建管第820号「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」は廃止します。

(問い合わせ先)
技術管理課
T E L 088－823－9826

植物系廃棄物(木・竹・草)の処理についてのフロー

建設工事や委託業務で一般廃棄物が発生する場合は、必ず事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等について協議を行ってください。



※2 市町村との協議の結果、市町村の処理施設以外に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約をすること。
※3 廃棄物処理法施行規則 第2条の3第1項第2号 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行うものであって市町村長の指定を受けたもの。

一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壌汚染対策法第4条関係）

公開日 2022年07月07日 更新日 2024年06月11日

- 一定の規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、形質を変更しようとする30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が必要になります。
- 届出の内容を審査し、知事が当該土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行うことになります。
- 土壌汚染状況調査は時間・費用等を要し、工事計画やその期間に影響する可能性がありますので、一定の規模以上の土地の形質を変更しようとする方は、着工まで十分余裕のある時期にご相談ください。

届出の概要については [こちら](#)（環境省作成資料）をご覧ください。

- [土地の形質の変更とは](#)
- [届出の要件](#)
- [届出の対象外の工事](#)
- [届出の期限](#)
- [提出書類](#)
- [届出書の提出先](#)
- [自主調査について](#)

土地の形質の変更とは

土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般を指し、主に盛土と掘削に大別されます。
例としては、以下の行為が該当します。

盛土行為の例	掘削行為の例
- 土砂等の仮置き・一時たい積 - 砂利の敷設 - 道路舗装	- 掘削 - 矢板の打設 - 杭打ち - 地盤改良 - 建築物の基礎の撤去 - 排水溝の敷設

[↑ トップに戻る](#)

届出の要件

届出の要否は、形質変更を行う土地の状況と合計面積で判断されます。
主に以下の①または②に該当するものが届出の対象となります。

	形質を変更しようとする土地の状況	届出対象となる形質変更の規模要件
①	現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地等	盛土と掘削の合計面積が900㎡以上
②	有害物質使用特定施設が過去から現在まで設置されることがない土地	盛土と掘削の合計面積が3,000㎡以上

届出対象となる工事面積の考え方について

- 届出対象となる一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。
- 同一の事業計画や目的の下で行われるものかどうか、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されますので、届出の要否が判断できない場合は、事前にご相談ください。

有害物質使用特定施設について

- 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する「特定施設」であって、同項第1号に規定する「有害物質」を製造、使用又は処理するものが該当します。
- 水質汚濁防止法における有害物質の種類のうち、土壤汚染対策法における特定有害物質の種類に含まれていないものがあります。（例：硝酸性窒素等、1,4-ジオキサン）

↑ [トップに戻る](#)

届出の対象外の工事

以下の1～6のいずれかに該当する行為（工事）は届出対象外となります。

1. 次のいずれにも該当しない行為
 - 土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出するもの
 - 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うもの
 - 土地の形質変更（掘削）する部分の最大の深さが50cm以上であるもの
2. 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
3. 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
4. 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
5. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
6. 形質変更が盛土のみの行為

↑ [トップに戻る](#)

届出の期限

土地の形質変更に着手する30日前まで（設計や契約事務等に係る準備期間は含まれません）

↑ [トップに戻る](#)

提出書類

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に係る提出書類は以下のとおりです。

- 提出部数は1部

提出書類（法4条1項関係）

	書類	備考
1	一定の規模以上の土地の形質変更届出書（様式第6） ● 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書[DOCX：13KB] ● 届出書記載例[PDF：63KB]	形質変更の対象となる場所の所在地について、届出書枠内に全てを記載することが困難である場合、別途「所在地一覧表」を作成し、添付すること

	書類	備考
2	所在地一覧表 所在地一覧表(参考様式)[XLSX：14KB] 所在地一覧表記載例[PDF：26KB]	届出書枠内に形質変更の対象となる所在地を全て記載することが困難である場合に、作成して添付すること
3	確認表 確認表[PDF：56KB]	形質の変更が行われる土地の履歴を確認し、特定有害物質の埋設、飛散、流出、地下への浸透、製造、使用、処理、貯蔵又は保管の履歴を確認するための書類
4	形質変更を行う場所を示した位置図（周辺図）	指定様式なし （例）国土地理院地図に該当の土地の位置をプロットしたもの 等 ※地図情報の二次的利用については、その著作権等にご注意ください。
5	形質変更を行う場所の平面図・立面図・断面図	- 盛土範囲と掘削範囲は明確に分けること（例：色分け等） - 形質変更の範囲、深さ、面積及び寸法等の情報を記載すること - A3サイズ以上で印刷すること
6	土地の登記事項証明書	- 写し可 - 記載の土地の所有者等が死亡するなどし、現に所有者等が別にいる場合、別途「土地の所有者等の所在を明らかにする書類」を添付すること
7	公図	写し可
8	土地の所有者等の所在を明らかにする書類	「6」の土地の登記事項証明書に記載の所有者以外に該当の土地の所有者等がいる場合や同書類をを添付できない場合等に提出すること - 形質変更を行う土地の所在地だけではなく、土地の所有者等の住所が掲載されていることを確認すること （例）土地の形質変更工事に関する同意書、戸籍謄本の写し 等

※審査の過程で、上記以外の書類の提出を追加で求めることがあります。
※法第3条第7項及び法第4条第3項に係る届出の添付書類については別途お問い合わせください。

届出者について

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の届出者については、土地の形質の変更を行う者になります。
該当の工事の発注者と受注者のどちらが届出者になるかは、工事の契約内容等により異なりますので、判断が困難な場合はご相談ください。

↑[トップに戻る](#)

届出書の提出先

形質変更をしようとする土地が高知市以外の場合

高知県林業振興・環境部環境対策課　環境・再生利用担当
〒780-8570　高知県高知市丸ノ内1丁目7番42号
TEL：088-821-4524　FAX：088-821-4520

形質変更をしようとする土地が高知市内の場合

高知市環境保全課（TEL 088-823-9471）が窓口になりますので、同課へお問い合わせください。

↑[トップに戻る](#)

自主調査について

- 法第4条第3項の規定では、**土地の所有者等**に対して、土壤汚染状況調査の命令がかかります。
- あらかじめ命令がかかることが判明している場合、土地の所有者等に該当する者全員の同意を得て、事前に自主的な土壤汚染状況調査を実施し、その結果を届出書等に添付することも可能ですので、別途ご相談ください。（法第4条第2項）
- 土壤汚染状況調査の結果の報告については、以下の指定様式を用いて提出してください。

[土壤汚染状況調査結果報告書\[DOCX：14KB\]](#)

[土壤汚染状況調査結果報告書\[PDF：44KB\]](#)

土地の所有者等について

- 土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されます。
- 通常は「土地の所有者」が該当しますが、「管理者」又は「占有者」が該当する場合があります。
- これらは土地の管理全般に関する契約関係等から総合的に判断されますので、ご不明な場合はご相談ください。

↑ [トップに戻る](#)

この記事に関するお問い合わせ

高知県 林業振興・環境部 環境対策課

所在地： 環境対策課 ： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）
計画推進・一般廃棄物 担当 088-821-4590

電話： 新処分場 担当 088-821-4595
産業廃棄物 担当 088-821-4523
環境・再生利用 担当 088-821-4524

ファックス：088-821-4520（環境対策課）

メール： 030801@ken.pref.kochi.lg.jp



6 高土政第 1569 号
令和 7 年 3 月 27 日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

週休 2 日制工事実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における週休 2 日制工事実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この週休 2 日制工事実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1） 原則、全ての工事を週休 2 日制工事（月単位）の対象としました。
- （2） 社会的要請により早期の工事完成が必要な工事等（緊急応急工事を含む。）については、週休 2 日交替制工事（月単位）の対象としました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

3 その他

令和 7 年度国土交通省の積算基準改定に伴う補正係数の改定等については、別途、準備ができしだい通知します。

（問い合わせ先）

＜実施要領に関すること＞

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

＜積算（土木）に関すること＞

技術管理課 設計基準担当

TEL : 088-823-9826

＜積算（港湾）に関すること＞

港湾海岸課 港湾建設担当

TEL : 088-823-9884

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、現場閉所により週休2日を現場の休工日の基本とする「週休2日制工事」と技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を確保する「週休2日交替制工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) **通期の週休2日**とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準の状態をいう。（週休2日交替制工事の場合は、28.5%以上（休日率）の休日確保を行ったと認められる状態をいう。）
- (2) **月単位の週休2日**とは、対象期間内の全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日（以下「土日」という。）の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、週休2日を達成しているものとみなす。（週休2日交替制工事の場合は、28.5%以上（休日率）の休日確保を行ったと認められる状態をいう。）
- (3) **週単位の週休2日（完全週休2日（土日））**とは、対象期間内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日等）にも現場閉所することは可能とする。（週休2日交替制工事の場合は、28.5%以上（休日率）の休日確保を行ったと認められる状態をいう。）また、各週の始期については、月曜日を原則とするが、協議により、変更できるものとする。
- (4) **現場閉所日**とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く）
- (5) **現場施工**とは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。
- (6) **現場閉所率**とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。
- (7) **休日率**とは、対象期間内の休日総数を対象期間内の総日数で除した割合をいう。
- (8) **4週8休**とは、通期の週休2日及び月単位の週休2日において、現場閉所率28.5%以上の休日確保した状態をいう。

(対象工事)

第3条 発注者は、全ての工事（港湾工事及び建築工事を除く。）を月単位の週休2日制工事の対象として発注することを原則とする。なお、港湾工事については、通期の週休2日制工事の対象として発注することとし、建築工事については、別途定める「高知県週休2日促進工事实施要領（営繕工事編）」による。ただし、現場施工が7日未満の工事については対象外とする。

また、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事等）で現場閉所ができない場合又は受注者から週休2日交替制工事を実施する旨の申出（別紙2参照）があり、発注者が適当と認めた場合においては、週休2日交替制工事として発注又は実施する。

(対象期間)

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。また、週休2日交替制工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期（工事着手日から工事完成日までの期間）とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（月単位の週休2日を実施中に、降雨又は降雪等により休工日が増加し、工期の終盤（最終月）において現場作業を余儀なくされた場合など））は含まない。

(休工日の確保)

第5条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

(1) 週休2日制工事

ア 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

エ 休工日を振り替える場合は、通期の場合は対象期間内、月単位の場合は同一月内、週単位の場合は同一週内に限る。

(2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

(実施方法)

第6条 第3条により対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。

2 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。

3 週単位の週休2日（完全週休2日（土日））の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2-1参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。

5 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）

6 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

（1）週休2日制工事

ア 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。

イ 受注者は、第5条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）で提出するものとする。

ウ 受注者は、第5条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。

エ 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。

オ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（2）週休2日交替制工事

ア 施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載する。

イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日を確認できる資料（別紙5参照）を作成し、発注者に提出するものとする。

ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(経費の負担)

第7条 対象工事にあつては、別紙4及び別紙4-1に掲げる現場閉所の月単位（港湾工事においては、現場閉所の通期）の補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、月単位若しくは通期の現場閉所率（週休2日交替制工事の場合は、休日確保）が28.5%に満たない場合又は週休2日制工事が週休2日交替制工事に変更となった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

(1) 週休2日制工事（通期）

対象期間の現場閉所率を確認し、28.5%に満たないものは、経費等の補正を行わない。

(2) 週休2日制工事（月単位）

ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

(3) 週休2日制工事（週単位（完全週休2日（土日）））

週単位の週休2日（完全週休2日（土日））を達成した場合においても週単位の経費等の補正を行わずに、月単位の経費等の補正とする。

(4) 週休2日交替制工事（通期）

対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、28.5%に満たないものは、経費等の補正を行わない。

(5) 週休2日交替制工事（月単位）

ア 対象期間において、全ての月で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）が、その月の土曜日、日曜日の合計日数の割合以上である場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

(6) 週休2日交替制工事(週単位(完全週休2日(土日)))

週休2日交替制工事(週単位(完全週休2日(土日)))を達成した場合においても週単位(交替制)の経費等の補正を行わずに、月単位(交替制)の経費等の補正とする。

- 3 港湾工事については、前項(1)週休2日制工事(通期)のみ適用するものとし、補正係数は、別紙4-1(港湾工事)のとおりとする。
- 4 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第8条 対象工事のうち月単位又は週単位(完全週休2日(土日))を達成した場合は、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第10条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、同日以後に積算を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年7月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年10月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 週休 2 日制工事の実施について

本工事は、週休 2 日制工事実施要領における「週休 2 日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、月単位若しくは通期の現場閉所率（週休 2 日交替制工事の場合は、休日確保）が28.5%に満たない場合又は週休 2 日制工事が週休 2 日交替制工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

※契約後（工事着手前）に、発注者が週休 2 日交替制工事が適当と認めた工事については、『週休 2 日制工事』を『週休 2 日交替制工事』に替えて、変更契約時に記入すること。

※港湾工事については、通期の週休 2 日制工事の対象として発注することから、（月単位）を（通期）に替えること。

技術次長	技 査	課 長	チーフ	担当

週休2日交替制工事の場合

工事条件変更等確認要求書

令和○年○月○日

高知県知事 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	県道○○線道路改良工事 (○○ 第○○号)
2 工 事 場 所	高知県 ○○市 ○○町 ○○
3 工 期	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) 特記仕様書第●条の規定により週休2日制工事 (月単位) とされているところですが、・・・(理由を記載)・・・のため、週休2日交替制工事 (月単位) を実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置してください。

令和○年○月○日

(受注者)

株式会社 ○○建設

代表取締役 ○○ ○○ 様

高知県知事

印

5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に、週休2日交替制工事 (月単位) に対応した工程表を監督職員に提出してください。

(変更の必要性が認められない場合：上記事項について適当と認められませんので、特記仕様書に記載のとおり、施工計画書提出時に、週休2日制工事 (月単位) に対応した工程表を監督職員に提出してください。)

注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

技術次長	技 査	課 長	チーフ	担当

週単位で実施の場合

工事条件変更等確認要求書

令和○年○月○日

高知県知事 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	県道○○線道路改良工事 (○○ 第○○号)
2 工 事 場 所	高知県 ○○市 ○○町 ○○
3 工 期	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) 特記仕様書第●条の規定により週休2日制工事 (週単位 (完全週休2日 (土日))) で実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置してください。

令和○年○月○日

(受注者)

株式会社 ○○建設

代表取締役 ○○ ○○ 様

高知県知事

印

5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

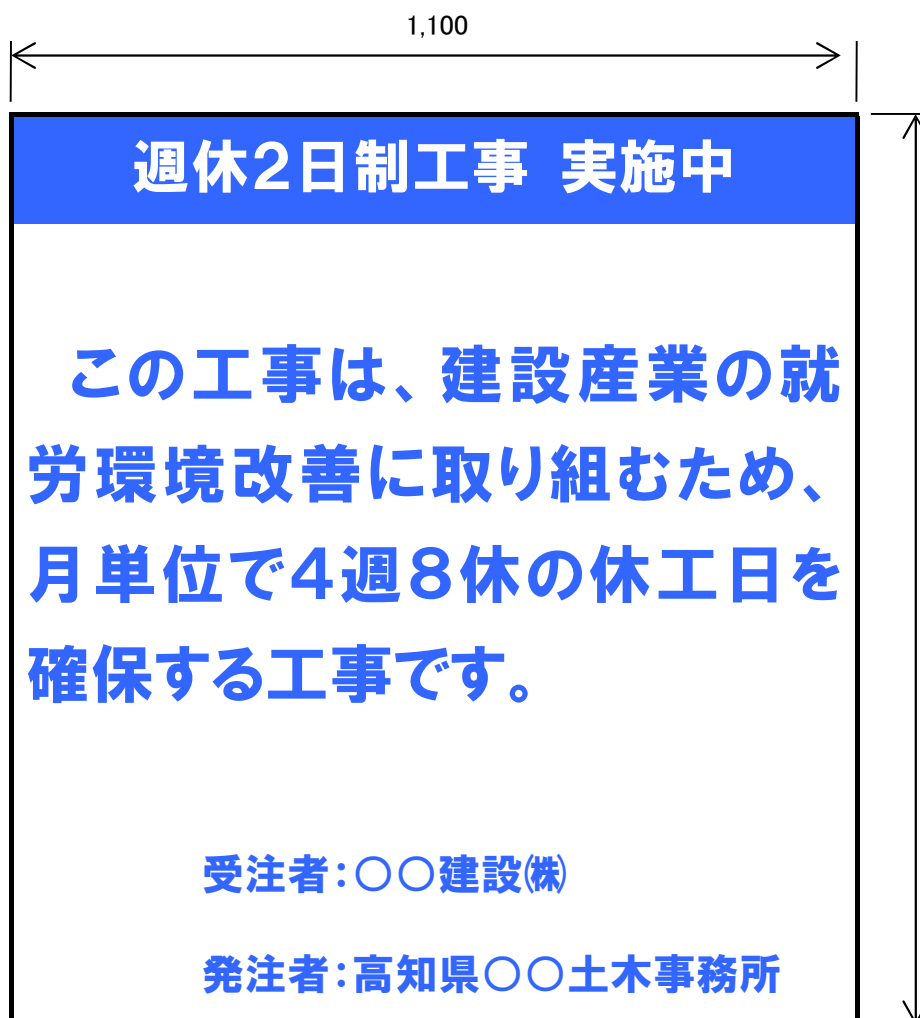
上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に週休2日制工事 (週単位 (完全週休2日 (土日))) に対応した工程表を監督職員に提出してください。

なお、請負代金額の変更対象とはなりません。

注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※週休2日交替制工事の場合は、「週休2日交替制工事」と表示するなど、「交替制」であることを明示する。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日制工事における経費等の補正係数について

(土木工事)			現場閉所		交替制	
			通期	月単位	通期	月単位
労務費※1			1.02	1.04	1.02	1.04
機械経費（賃料）			1.02	1.02	－	－
共通仮設費			1.02	1.03	－	－
現場管理費			1.03	1.05	1.01	1.03
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
	ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
		撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
	吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
	道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
		剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
	公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04

(土木工事)		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
	橋面防水工	1.01	1.01	1.01	1.01
	薄層カラー舗装工	1.00	1.01	1.00	1.01
	グルーピング工	1.00	1.01	1.00	1.01
	軟弱地盤処理工	1.01	1.02	1.01	1.02
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01	1.01	1.01	1.01
土木工事標準単価	区画線工	1.02	1.04	1.02	1.04
	高視認性区画線工	1.02	1.04	1.02	1.04
	橋梁塗装工	1.01	1.03	1.01	1.03
	構造物とりこ わし工	機械	1.02	1.03	1.03
		人力	1.02	1.04	1.04
	コンクリートブロック積工	1.02	1.04	1.02	1.03
	排水構造物工	1.02	1.04	1.02	1.03
	鋼製排水溝設置工	1.02	1.04	1.02	1.04
	表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.02
		高所作業車	1.01	1.02	1.02
	表面含侵工	固定足場	1.02	1.04	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.03
	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.03
	剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.03
	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.03
	防草シート設置工	1.01	1.03	1.01	1.03
	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02
		高所作業車	1.01	1.01	1.01
	塗膜除去工	1.02	1.04	1.02	1.04
	バキュームブラスト工	1.01	1.01	1.00	1.01
	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.04
	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械式継手工	1.02	1.04	1.02	1.04

(土木工事)

		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
	抵抗板付鋼製基礎工	1.02	1.03	1.01	1.02
	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	1.01	1.01	1.01
	FRP 製格子状パネル設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	浸食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	1.04	1.02	1.04
	支承金属容射工	1.02	1.04	1.02	1.04
	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	1.03	1.02	1.03

※1 週休 2 日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51 職種）、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上：現場閉所率又は休日率 28.5%以上

現場閉所率又は休日率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100（％）

休日率＝対象期間内の休日総数／対象期間内の総日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

※休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合（建設工事の請負契約に該当しない等）、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

週休 2 日制工事における経費等の補正係数について

(港湾工事)			現場閉所
			通期
労務費※1			1.04
機械経費（賃料）			1.02
共通仮設費			1.03
現場管理費			1.05
市場単価 (港湾請負工事積算基準)	底面工		1.03
	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
	支保工		1.04
	足場工		1.02
	鉄筋工		1.04
	吊鉄筋工		1.04
	型枠工		1.03
	コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
		ポンプ車打設以外	1.04
	止水板工		1.04
	上蓋工		1.04
	伸縮目地工		1.02
	係船柱取付		1.04
	防舷材取付		1.04
	車止・縁金物取付		1.04
	係船柱撤去		1.04
	防舷材撤去		1.04
	車止撤去		1.04
	電気防食取付		1.04
	防砂目地板取付工（陸上施工）		1.04
	防砂目地板取付工（水中施工）		1.03
	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.03
	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.03
	ペトロラタム被覆		1.04

(港湾工事)			現場閉所
			通期
	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)		1.04
	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.04
	かき落とし工		1.04
	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
	汚濁防止枠設置・撤去		1.02
	灯浮標設置・撤去		1.03
	汚濁防止膜保守 管理	海上目視点検作業船 あり・水中目視点検	1.01
		海上目視点検作業船 なし	1.04
	異形ブロック製 作	型枠工	1.04
		コンクリート打設工	1.04
		給熱養生	1.03

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上：現場閉所率 28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

【参考：公共工事設計労務単価（51 職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水土	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

[illegible]

1-73

【お知らせ】交通誘導警備員の配置及び積算方法について

公開日 2025年04月01日

このことについて、「交通誘導警備員の配置について（通知）」（平成29年3月7日付け29高技管第78号技術管理課長通知）で交通誘導警備員の配置を、「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行の一部改正について（通知）」（令和5年6月23日付け5高技管第98号技術管理課長通知）で交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法を定めています。

今般、交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な状況が見受けられていることから、映像解析 A I 等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の活用について運用を新たに定め、交通誘導警備員に係る通知を添付のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、本通知に伴い、平成29年6月20付け29高技管第78号「交通誘導警備員の配置について（通知）」、令和2年11月27日付け2高技管第262号「交通誘導警備員の配置について（通知）」、令和3年9月30日付け3高技管第204号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」及び令和5年6月23日付け5高技管第98号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行の一部改正について（通知）」は廃止します。

1 施行日

令和7年4月1日から施行し、同日以後に受注者から協議があった工事から適用します。

[交通誘導警備員の配置及び積算方法について（H P）\[PDF：741KB\]](#)

[交通誘導警備員の配置に関する確認書\[DOCX：13.4KB\]](#)

[参考：移動距離・時間が分かる資料\[PDF：120KB\]](#)

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日等を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下、「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕期間設定工事は、発注の時期（年度後半に限定しない）、工事の特性などから、不調・不落の発生が懸念される工事で、余裕期間を設定することにより、解消が期待できる工事を対象とし、発注者が指定したものとする。

なお、対象工事の選定にあたっては、施工時期の偏在（工期の終期が年度末となる工事の過度な増加など）を生じることがないように留意すること。

(工事開始日及び工期の終期日)

第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。

- (1) 発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式）
- (2) 発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式）
- (3) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式）

2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で180日とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。

3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1-1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1-2）により、発注者に通知しなければならない。

(工事開始日の変更及び工事着手日)

第4条 発注者指定方式において、契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合は、受発注者で協議の上、工事開始日を変更することができる。

2 任意選択方式又はフレックス方式において、受注者は、契約締結後に工事開始日を変更する場合は、工事開始日変更通知書（別紙2-1（工事開始日の前倒し）又は別紙2-2（工事開始日の延長））により発注者に通知しなければならない。

その場合において、受注者が工事開始日の延長により工期の変更を希望する場合は

必要に応じて変更契約を行い、それ以外の場合は工期の変更は必要ないものとするが、工事成績評定における「工程管理」に関する項目の評価点及び工事の一時中止等に伴う工期延長日数については、実質的に工期が延長されていることを踏まえて決定するものとする。

- 3 受注者は、特別の事情がない限り、発注者が指定した工事開始日又は前項の規定により発注者に通知した工事開始日から 30 日以内に工事に着手し、着手届を提出しなければならない。

(工期の設定)

第 5 条 発注者が指定した工事開始日又は受注者が定めた工事開始日から工期の終期日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

(前金払の請求)

第 6 条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第 7 条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約締結日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第 8 条 契約締結日から工事開始日までの期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理（主任）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第 9 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等における記載方法)

第 10 条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 180 日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は **180 日** とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和○年○月○日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
- (3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

附則

この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

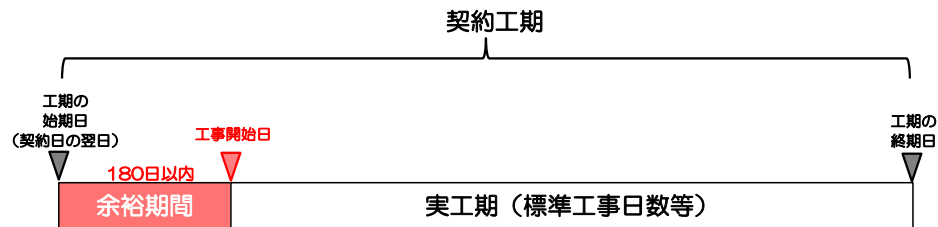
附則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

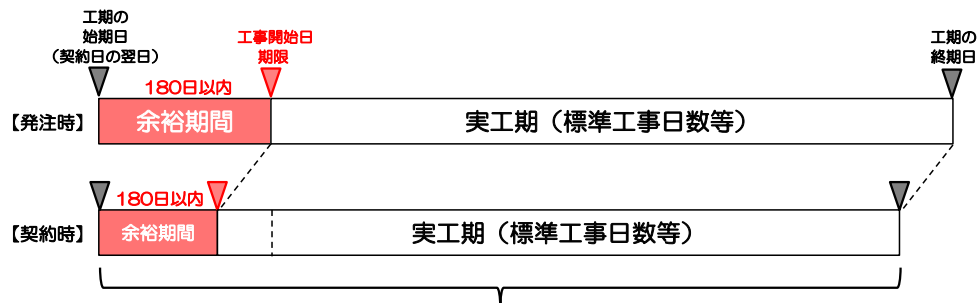
①工期の設定（イメージ）

【参考資料】

＜発注者指定方式＞

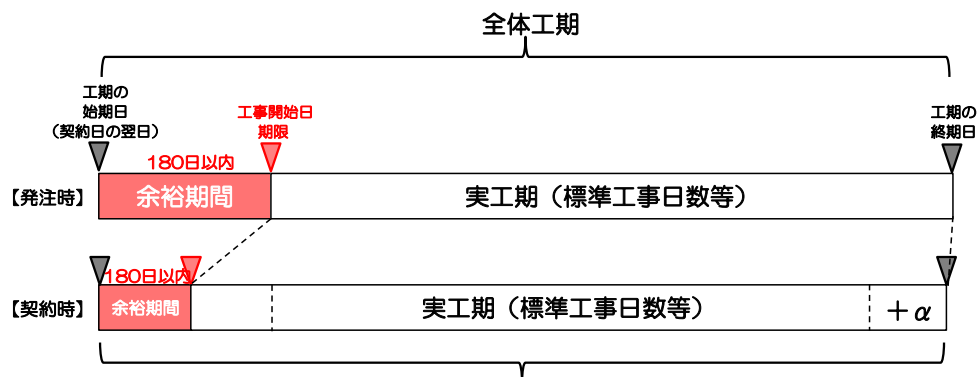


＜任意選択方式＞



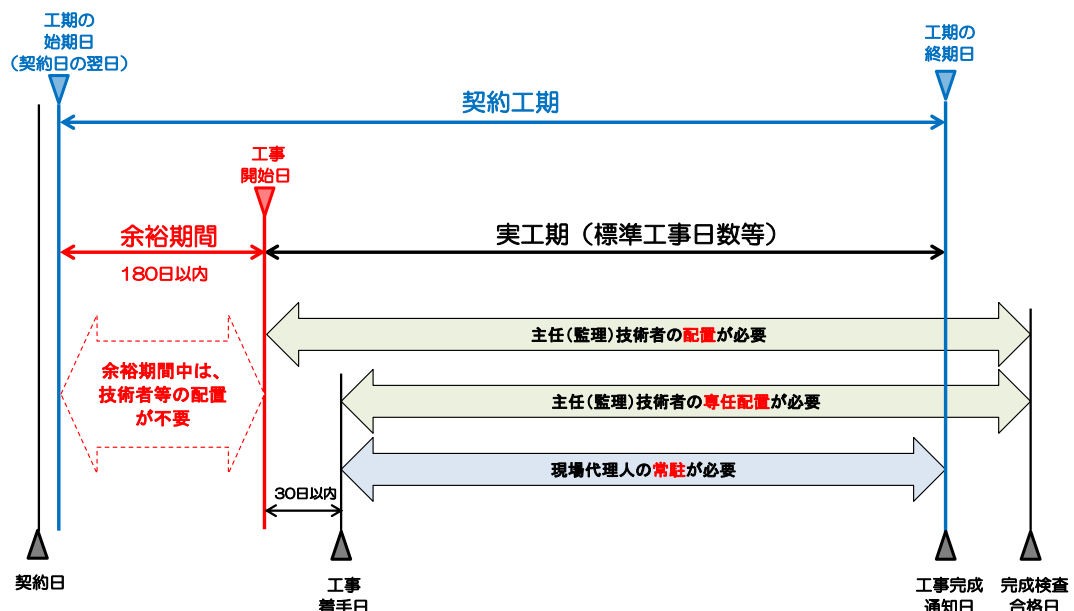
※余裕期間を短縮した場合、その分の契約工期も短縮する。
※余裕期間を短縮しても、工期の終期日を決めている場合、契約工期は短縮しない。

＜フレックス方式＞



※全体工期内で、工事開始日と工期の終期日（任意の期間）を決定することができる。
※任意の期間は、発注者が定める工事期間（標準工事日数等）以上を確保することを原則とする。
※余裕期間を短縮した場合、契約工期を短縮する必要はない。
※工期の終期日を決めている場合でも、上記を含めて、任意の期間を決定できる。

②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）



※備考
・別途履行中の工事に専任配置されている主任（監理）技術者であっても、発注者が設定した余裕期間内に当該別途工事の引渡し完了したものについては、配置予定技術者として入札参加が可能。

4 高技管第 508 号
令和 5 年 2 月 14 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公印省略)

土木工事標準積算基準書の改定（掘削等に伴うペーラインの計上）
について（通知）

これまで、山側擁壁等の背面型枠を設置しない擁壁等の積算では、設計断面を確保するための余剰掘削分を設計計上の対象外としていましたが、令和 5 年 7 月以降は、国土交通省と同様に、余剰掘削分のコンクリート量及び土量を、下記のとおりペーラインとして計上することとしましたので、事前に通知します。

記

1 改定内容

ペーラインによる掘削及びコンクリートの設計計上

2 計上方法

別紙「ペーラインの計上方法」のとおり

3 適用

令和 5 年 7 月 1 日以降に土木工事標準積算基準書を用いて積算する工事に適用する。
ただし、港湾請負工事積算基準の歩掛は対象外とする。

また、現在、設計業務を実施中又は今後予定しているものであって、令和 5 年 7 月 1 日以降に積算する工事においては、ペーラインの数量を算出してください。

4 問い合わせ先

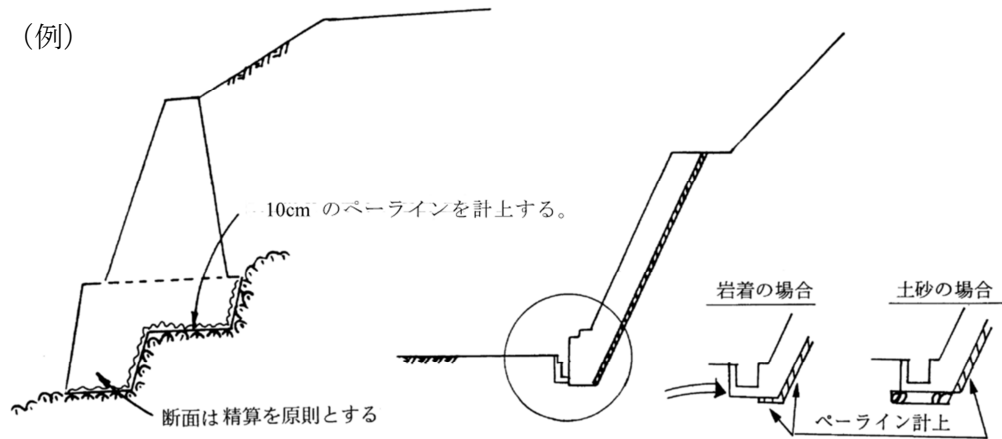
技術管理課

TEL 088-823-9826

ペーラインの計上方法

1. コンクリート工について

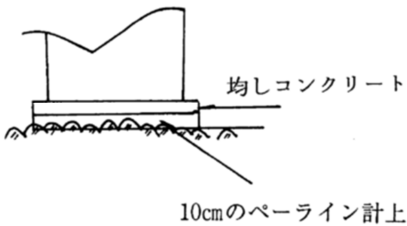
- 1) 山側擁壁等背面型枠を使用せず、直接切土面にコンクリートが接する場合は、岩着 10 cm，土砂 5 cmのペーラインを計上する。（裏栗石、裏込碎石を施工する場合はペーラインを計上しない）
なお、ペーラインコンクリートの数量は擁壁本体数量に含まず別途数量を算出する。また、ペーラインコンクリート分の掘削数量も、別途算出し計上する。



- 2) 材料・手間などの計上方法は基準書によるが、記載の無い場合については材料・手間とも計上し割り増しの対象とする。
- 3) 均しコンクリートについての岩着の場合は 10 cm分を計上する。

名 称	土 質	ペーライン
人 力 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○
機 械 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○

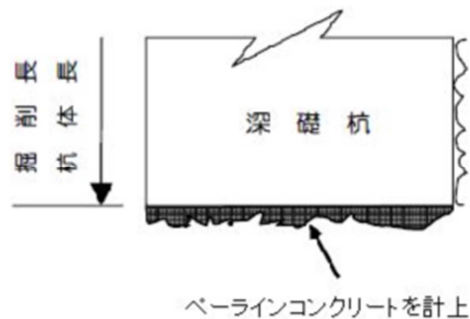
但し ○：計上 ×：計上せず



- 4) 維持修繕工事及び交安工事において側面部の型枠を計上しない場合はペーラインを計上できる。（土砂・岩とも）
- 5) 小型構造物のペーラインは原則として計上しない。（維持修繕工事・交安工事を除く）

2. 基礎工について

深礎杭の最下端にはペーラインコンクリート 10 cmを計上し、掘削数量もペーライン分を考慮する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。



3. 砂防工について

ペーラインを岩着は 10 cm、土砂は 5 cm 計上する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。

本堤・副堤・垂直壁・側壁・水叩については、岩盤清掃面積、山留擁壁等構造物（小型構造物を除く）は、岩着面積をコンクリート量に加算するものとする。

また、間詰については、断面精算時に計上するものとする。

土木工事の仮設、施工方法等における「指定と任意」の正しい運用について

1 任意と指定についての基本的な考え方について

高知県建設工事請負契約書において、任意のものと指定のものについて記載があり、その取扱いには各条項に記載されております。

(高知県建設工事請負契約書：抜粋)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約という。以下同じ。）を履行しなければならない。

・・・中略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」をいう。）については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

2 実施について

現場条件を十分考慮し、高知県建設工事請負契約書に則り工事を行い、特記仕様書や施工条件明示書、或いは図面（任意に該当している個所は添付されません。（※1））等に記載された設計図書の条件を確認してください。

（※1） やむを得ず図面を添付している場合は、その図面に「参考図」と明示されています。

3 変更について

契約書に添付されている設計図書に条件が明示されているものについて、変更が生じた場合は、設計変更の対象となる場合がありますので注意して下さい。また、施工業者の施工上の都合で、使用機種を変えたり仮設方法（任意）を変更した場合は設計変更の対象とはなりませんので取扱いに注意して下さい。

土木部発注の工事に係る三者会議の実施について（お知らせ）

工事の品質確保を図るためには、工事の発注者（設計者）から受注者に対して、設計意図を詳細に伝達するとともに、現場の各種情報を共有することにより、早期に課題を把握することが重要です。

このことから、設計者及び施工者並びに発注者が、一堂に会する「三者会議」を下記のとおりに行います。

記

1. 実施方法

別紙、「三者会議の実施要領」のとおり。

2. 適用

平成24年8月1日

3. 対象工事

「三者会議の実施要領」の対象工事のうち、発注者が指定するもの。

発注時に三者会議の実施を決めていない場合でも、施工中に三者会議が必要となった場合は、受発注者間協議により、対象とすることができるものとする。

令和6年3月18日

土木部各課長
各土木事務所長 様

土木部長

建設工事における担当技術者の配置について（通知）

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義し、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 定義・要件
別紙のとおり
- 2 施行日
令和6年4月1日

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088－823－9813

建設工事における担当技術者の配置について

【趣旨】

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義したので、お知らせします。

【定義】

担当技術者とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐可能な技術者とします。

【要件】

- 1 35歳未満又は女性の技術者であること。（資格、実績は問わない。）
- 2 受注者と直接的な雇用関係があること。（総合評価方式一般競争入札における加点を受ける場合は入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。）
- 3 当該工事のみに専任※配置できること。
- 4 当該工事及び他工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任をしていないこと。
- 5 施工計画書の現場組織表に記載すること。
- 6 コリンズに登録し、監督職員による担当技術者の配置状況（担当工事内容・従事期間）の確認を受けること。

【施行日】

令和6年4月1日から施行します。

【参考】

※専任とは、他の建設現場と兼務せず、専らその該当する建設現場に従事することを意味するため、必ずしも該当する建設現場に常駐することではない。

※専任を要さない期間

- 1 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である期間。（着手届提出日前）
- 2 工事完成後、完成通知書を提出し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。（完成通知書提出日後）
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間。

5 高技管第 420 号
令和 6 年 3 月 25 日

土木部各課長
各土木事務所長 様

技術管理課長

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の一部改正について（通知）

このことについて、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年 9 月 2 日付け元高技管第 147 号技術管理課長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

- （1）不稼働日は、真夏日に含めないものとします。
- （2）主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができるものとします。
- （3）既契約工事における変更の項目を削除します。

2 施行日

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日以後に契約した工事から適用する。

(問い合わせ先) 技術管理課 田中、川原 TEL 088-823-9826

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）

令和元年9月2日 元高技管第147号
土木部各課、土木部各出先機関長あて
技術管理課長

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしましたので通知します。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上の場合とする。

ただし、不稼働日は真夏日に含めないものとする。

(2) 工期

工事着手日から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

※「真夏日率」は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高２％とする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※「補正値 (%)」は、小数点第以下３位を四捨五入して２位止めとする。

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

※「補正係数」は、土木工事標準積算基準書における「地域補正の係数」をさす。

4. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前に気温の計測方法及び計測結果の報告方法について発注者と協議しなければならない。(別紙１参照)

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する１地点で気象庁の気温測

定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、計測結果の資料を整備し提出しなければならない。

5. 対象工事である旨の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

7. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

附 則（令和元年9月2日元高技管第147号技術管理課長通知）

本通知は、平成31年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和6年3月25日5高技管第420号技術管理課長通知）

本通知は、令和6年4月1日以後に契約した工事から適用する。

土木部各課長
土木部各土木事務所長 様

技術管理課長

舗装版切断時に発生する排水の処理及び積算について（通知）

このことについて、排水吸引機能を有する切断機械等により舗装版を切断した際に発生する、ブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水を建設汚泥として処理する方法等を下記のとおりに定めましたので、通知します。

記

1 建設汚泥の処理方法

「公共工事における建設副産物等の取扱いについて（平成 19 年 3 月 26 日付け 18 高建管第 883 号建設管理課長通知）」の建設汚泥によるものとする。

（1）再資源化施設（中間処理施設）に搬出し、製品化する

ただし、工事現場から 50 km 範囲内に再資源化施設が無い場合は、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

2 積算方法

運搬費と処分費の合計が最も経済的になるよう、次のとおり積算する。

（1）計上数量

ア 実施設計時の計上数量は、次の式により算出する。

$$V = 0.023 \times t \times L$$

V：建設汚泥量（ m^3 ）、t：切断厚（m）、L：切断延長（m）

イ 変更設計時の計上数量は、実績の処理量※とする。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認

（参考）建設汚泥の単位体積重量は $1.4 \text{ t} / \text{m}^3$ とする

（2）建設汚泥の収集・運搬

収集は、土木工事積算基準書第Ⅳ編第 3 章『舗装版切断』に含まれる。

運搬は、土木工事積算基準書第Ⅱ編第 3 章『泥水運搬工』により計上する。

（3）建設汚泥の処分費

「労務及び資材単価表」の『処分料（カッター汚泥）』により計上する。

※別添、「カッター汚泥処分業者一覧」参照

3 特記仕様書への記載

舗装版切断を行う場合は、特記仕様書に次の内容を記載する。

第〇条 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

4 適用日

本通知は、令和6年4月1日以後の単価適用年月日による設計書から適用する。

(問い合わせ先)

技術管理課 川原、田中

TEL 088-823-9826

6 高技管第 219 号
令和 6 年 9 月 9 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

「N T T 架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について（通知）」の
一部改正について（通知）

このことについて、「N T T 架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について」
（平成 29 年 2 月 27 日付け 28 高技管第 292 号技術管理課長通知）の一部を別添のとおり
改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

（1）（株）S T N e t 通信ケーブルへの防護管取付に係る費用の計上について

これまで（株）S T N e t が負担していた防護管取付費用について、令和 6 年 10
月 1 日以降の申込みから事業者負担とする見直しがあったことに伴い、防護管の設
置が必要と判断された場合は、その費用を計上することとしました。

2 施行日

この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったも
のから適用する。

（問合せ先）

技術管理課 高村、高橋

TEL 088-823-9826

NTT架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について（通知）

平成 29 年 2 月 27 日 28 高技管第 292 号
改正 令和 6 年 3 月 7 日 5 高技管第 400 号
土木部各課、土木部各出先機関長あて
技術管理課長

これまで、西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が所有する架空ケーブル等に近接して工事を行う場合、架空ケーブル等への防護施設（ケーブルカバー等）の設置費用については無償とされていましたが、平成 28 年 7 月 1 日受付分からは有償となる工事内容が定められており、この度、別添のとおり改めて通知があったところです。

ついては、下記のとおり、発注者が費用を負担する必要がある場合の積算方法を定めましたので、関係職員に周知してください。

記

1 NTT架空ケーブルの場合

（1）費用負担

ア 施工条件からNTTの架空ケーブルに防護施設の設置が必要と判断された場合（別紙 有償・無償判例パターン参照）、発注者の負担とされている費用（別表 料金表参照）について、変更協議の対象とする。

イ 作業に伴う交通誘導警備員が必要な場合は、その費用も含むこととする。

ウ 受注者の都合により防護施設を設置する場合は対象としない。

（2）積算方法

ア 設計変更で対応する。

イ 受注者に対し見積徴収を行い、NTTが定める料金表により算出された金額であることを確認する。

ウ 作業に伴う交通誘導警備員が必要な場合は、その費用が適切に計上されているか確認する。ただし、設計労務単価と同額である必要はない。

エ 共通仮設費（積上分）の安全費に「架空ケーブル防護施設費 1 式」等として見積額を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象外とする。

2 四国電力(株)架空線・(株)STNet通信ケーブルの場合

（1）費用負担

ア 施工条件から四国電力(株)の架空線又は(株)STNetの通信ケーブルに防護管の設置が必要と判断された場合、その費用について、変更協議の対象とする。

イ 変更協議時には、受注者から必要設置箇所や延長がわかる資料の外、四国電力(株)防護管センターの「建設用防護管取付サービス料金 概算額算定シート」を徴集すること。

▼四国電力(株)防護管センターURL (参考)

<https://www.yonden.co.jp/nw/bougokan/index.html>

ウ 受注者の都合により防護管を設置する場合は対象としない。

(2) 積算方法

ア 設計変更で対応する。

イ 設置費用は、四国電力(株)防護管センターの御利用明細書の金額(税抜)とする。
なお、御利用明細書は、受注者から徴集するものとする。

ウ 共通仮設費(積上分)の安全費に、「防護管取付費(1式)」等として、上記イの御利用明細書の金額(税抜)を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象外とする。

エ 四国電力(株)の架空線と(株)STNetの通信ケーブルの防護管を同時に設置する場合、基本料金は1回のみ計上する。

附 則 (平成 29 年 2 月 27 日 28 高技管第 292 号技術管理課長通知)

本通知は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 7 日 5 高技管第 400 号技術管理課長通知)

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったものから適用する。

附 則 (令和 6 年 9 月 9 日 6 高技管第 219 号技術管理課長通知)

本通知は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったものから適用する。

令和 7 年 3 月 17 日

現場環境改善費の積算方法について（お知らせ）

このことについて、工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携にかかる費用の積算方法を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1 目的

公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表第 1 及び熱中症対策・防寒対策に関する費用

3 適用の範囲

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とする。

4 積算方法

（1）基本的な考え方

ア 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容（別表第 1 の実施する内容）を設計図書（施工条件明示）に明示するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50%を上限とする。

ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断さ

れるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

（２）積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算 出 式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第 3 位四捨五入 2 位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000 円未満切り捨て）

イ 率に計上されるものは、別表第 1 の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（ただし、いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、4（１）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び 4（１）ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

5 留意事項

- （１） 4（１）アの「標準的な実施内容」の記載については、[別表第 1] の計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）の 4 項目全てにおいて、実施する内容（率計上分）から受注者が選択できるよう複数の項目を記載すること。

※ 受注者は、各計上費目ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択し実施する必要がある。

(2) 4 (1) イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。

ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議（18条協議）の上、決定するものとする。

イ 費用は、変更設計時に見積等による価格を計上する。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

オ 4 (1) イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。

なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月25日付け）による補正の加算額に含まれる。

カ 現場環境改善費の率分（ $i \cdot P_i$ ）を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

キ 災害復旧事業においては、「熱中症対策に関する費用」のみ計上することができる。

(3) 4 (1) ウにおいて、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示されている内容に変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。

6 対象工事である旨の明示

現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である旨を特記仕様書（別紙1）に明示するものとする。

7 その他

本通知について、令和7年7月1日以後は、土木工事標準積算基準書及び積算の手引きによるものとする。

8 施行日

令和 7 年 4 月 1 日以後に積算する工事から適用する。

ただし、既に契約している工事についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

[別表第1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9.社会貢献

特記仕様書記載例

第〇条

土木部が発注する土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うこと。

なお、協議により認められた費用については、設計変更の対象とする。

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の試行について（お知らせ）

公開日 2024年11月01日 更新日 2024年11月13日

鉄筋コンクリート構造物の鉄筋の出来形計測において、デジタルカメラや動画撮影したデータから鉄筋径や鉄筋間隔等の各種数値計測する技術を活用することで、品質管理の高度化や現場の省力化・省人化が進んでいます。

本県においても受発注者の作業効率化を図るため、下記のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

記

1．実施要領

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する実施要領は、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」（以下、「実施要領（案）」という）を準用することとする。

（※最新の実施要領（案）を確認すること。）

2．対象工事

高知県建設工事技術管理要綱「出来形管理基準及び規格値」における鉄筋の出来形管理を行う工事で、受注者が希望し発注者が承諾した工事とする。

3．費用の計上

受注者の希望により行うことを基本とするため、デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

4．施行日

本試行は、令和6年11月1日から適用する。

（参考）

国土交通省 「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」（R5.7）

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001619475.pdf> 

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp



令和7年5月1日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 門 脇 勲
地方労働衛生専門官 生 永 実
(直通電話) 088-885-6023

報道関係者 各位

職場における熱中症対策について

～「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します～
～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

高知県内では、令和6年の熱中症による死傷者数^{注1}は96人と、前年と比較して48人の増加となっています。このうち、休業4日以上^{注2}の死傷者も6人と、前年と比較して3人の増加となっています。

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、職場での熱中症が毎年発生していることを踏まえ、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間：5月1日～9月30日・重点取組期間：7月)を実施します。

また、令和7年6月1日から施行される改正労働安全衛生規則(以下「改正安衛則」という。)により事業者^{注1}に義務付けられる熱中症の重篤化防止対策の周知・徹底を図ります。

注1： 労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。

注2： 労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者を含む。

熱中症による労働災害は、毎年、気温や湿度の上昇する6月から9月にかけて発生する傾向にあり、屋外作業が多い建設業や暑熱作業のある製造業、運送業における荷の積み降ろし作業等の暑熱環境で作業を行う事業場などは特に注意が必要です。

また、改正安衛則により、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制の整備」、「手順の作成」、「関係者への周知」が事業者^{注1}に義務付けられることとなりました。

このため、下記のとおり周知・徹底を図ります。

記

- 1 建設業、製造業、運送業などの事業者団体等に対し、職場における熱中症の予防対策、重篤化防止対策(別添資料2(4ページ)参照)の徹底を要請します。

2 各種説明会や様々な機会を通じ、職場における熱中症対策について周知・徹底を図ります。

3 当該改正安衛則の内容と熱中症予防対策に関するオンライン説明会を、高知産業保健総合支援センターと共催で実施します。(別添資料4参照)

開催日時:第1回目 令和7年5月29日(木)14:00～

第2回目 令和7年5月30日(金)14:00～

(※第1回目、第2回目とも内容は同じです。)

※ 事業場における熱中症の対策や管理の指標に関しては暑さ指数(WBGT)の把握の促進が行われており、当該WBGT基準値に応じた職場における熱中症予防対策を周知することとしています。

暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱(日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱)を考慮した指数です。暑さ指数計で計測します。

＜高知県における発生状況＞

- ① 休業4日以上の中症は過去5年間で 23 人となっていますが、6月以降毎月発生しており、最も発生件数の多い8月に向け急増しています。また、休業4日未満のものを含めると毎年 40～90 件程発生しており、早い時期からの暑熱順化を見込んだ取組みを行うことが重要です。(別添資料5(図1、3)参照)
- ② 時間帯別発生状況をみると、12 時台が最も多くなっており、一般的に気温が最も高くなる時間帯に至るまでに多くの発生が認められます。(別添資料5(図4)参照)
- ③ 年齢別発生状況をみると、年代が高くなるほど増加しており 60 歳代が最も多くなっていますが、20 歳代から 60 歳代まですべての年代で発症しており、年代にかかわらず注意が必要です。(別添資料5(図5)参照)

別添資料 1 リーフレット「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

別添資料 2 パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

別添資料 3 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第五七号)

別添資料 4 リーフレット「熱中症対策セミナー」

別添資料 5 熱中症による労働災害発生状況(高知労働局管内の過去5年間の分析データ)



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと

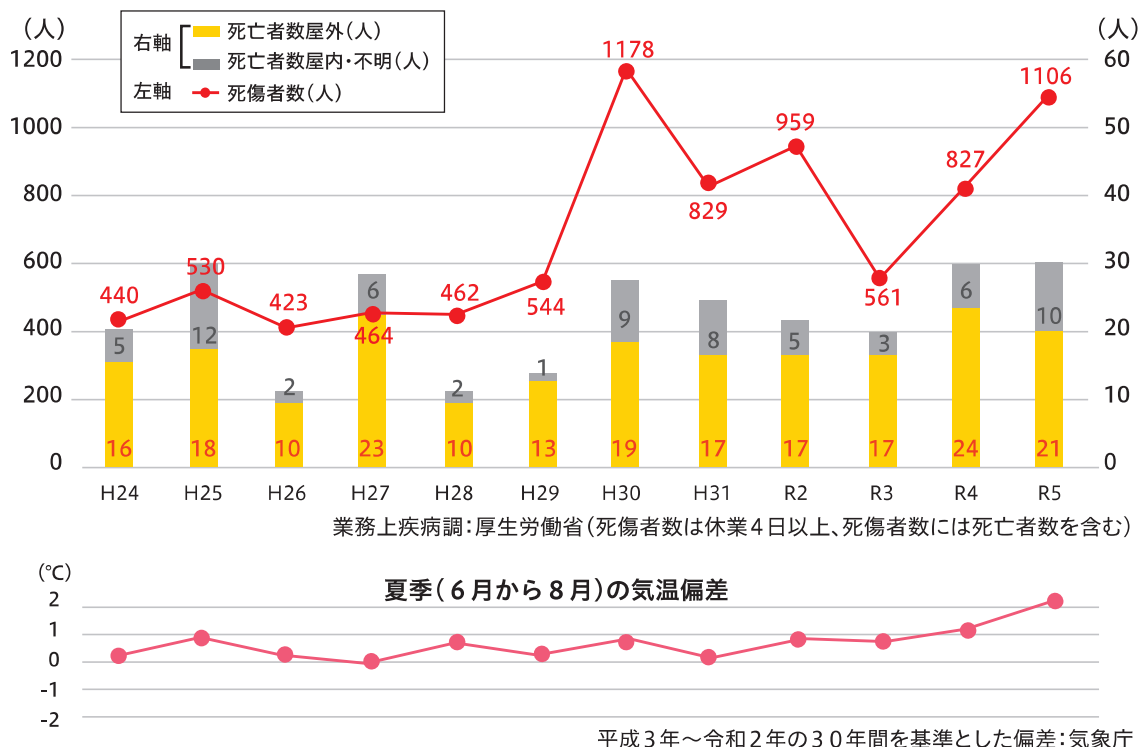


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押ししたり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

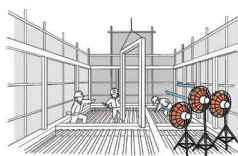
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

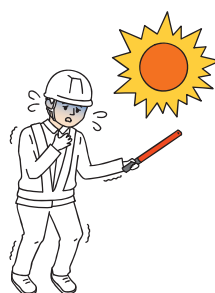


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

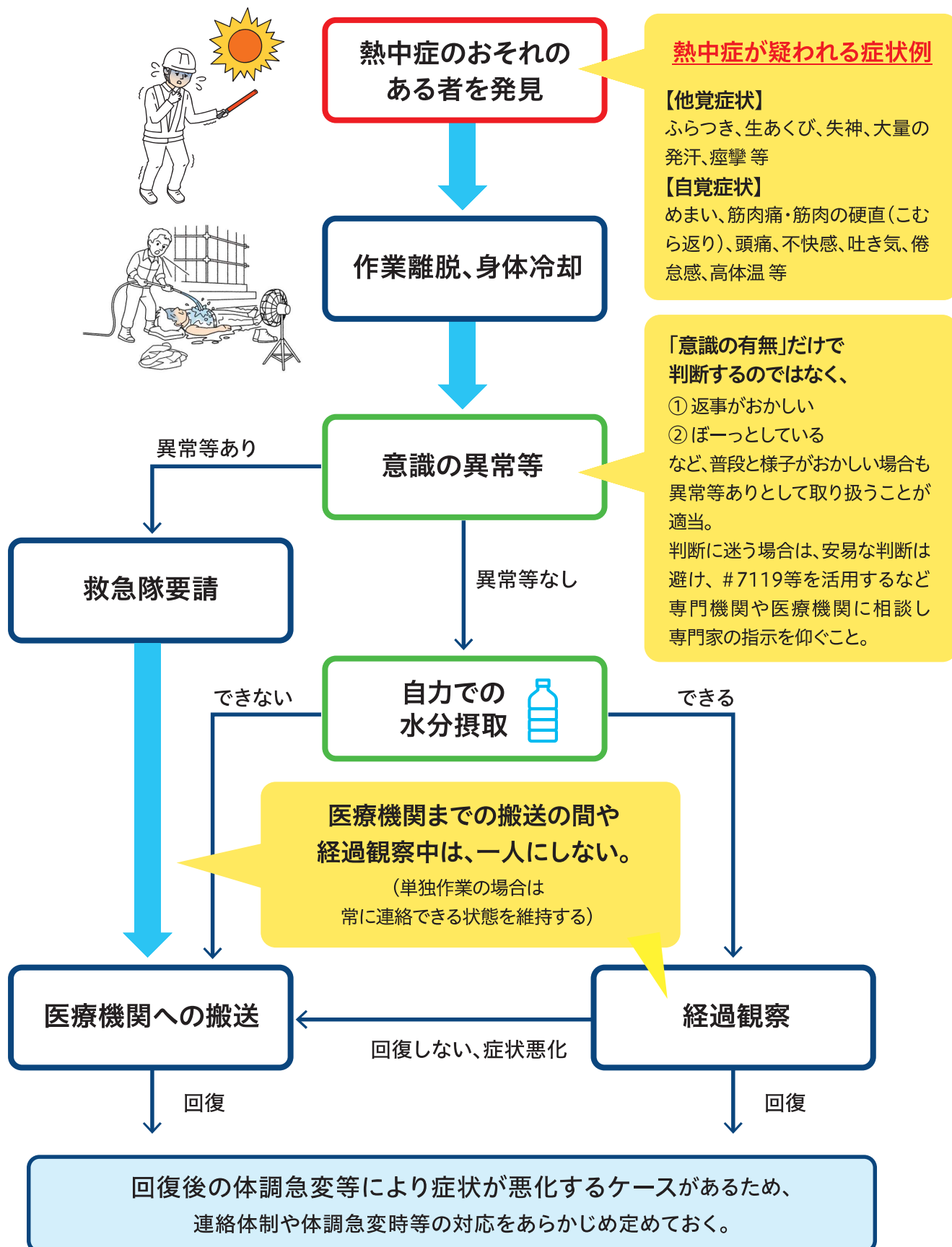
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名：本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】